

杉並区職員措置請求監査結果

(平成27年4月分政務活動費に関する住民監査請求)

平成28年7月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第1 請求の概要と受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の概要	1
4 請求の受理	1
第2 監査の実施	
1 証拠の提出及び陳述	2
2 監査対象事項	2
3 対象部局とその抗弁要旨	2
3-1 区議会事務局	2
3-2 総務部総務課	4
4 区議会議長の調査回答の要旨	4
第3 監査の結果	
1 結 論	6
2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯	6
3 判 断	7
3-1 監査の基本的な考え方と視点	7
3-2 項目別判断	8
3-2-1 区政報告送料	8
3-2-2 人件費	9
3-2-3 ホームページ維持管理費	11
3-3 まとめ	12
4 意見・要望	12
<別紙>	
1 措置請求書	15
2 区議会事務局抗弁書	43
3 総務部総務課抗弁書	55
4 区議会議長の調査回答	61
<資料>	
1 政務活動費条例	65
2 政務活動費規則	69
3 政務活動費規程	71
4 事務処理の手引	75

【注】

- 1 政務活動費条例、政務活動費規則及び政務活動費規程は平成 27 年 4 月 1 日現在の
もので、事務処理の手引は平成 27 年度版である。
- 2 本監査結果においては、必要に応じてマスクングを行うとともに、第三者の個人
情報を仮名（A等）で表示している。また、請求人は仮名（甲、a等）で表示
し、その住所の記載は省略している。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

甲
共同代表 a
同 b

2 請求書の提出

平成 28 年 5 月 27 日

3 請求の概要

請求人が提出した措置請求書は別紙 1 のとおりであり、その概要は次のとおりである。なお、次の各請求項目における「請求人の主張要旨」は、8 ページ以降の「3-2 項目別判断」において記載した。

無所属区民派（けしば誠一議員・新城せつこ議員）及び横田政直議員の平成 27 年 4 月分政務活動費のうち、次の違法又は不当な支出の合計「45 万 269 円」について、当該会派及び議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

- | | | |
|-----|------------------|--------------|
| (1) | 無所属区民派の区政報告送料 | 25 万 767 円 |
| (2) | 無所属区民派の人件費 | 4 万 8,048 円 |
| (3) | 横田議員のホームページ維持管理費 | 15 万 1,454 円 |

4 請求の受理

本件請求は、平成 28 年 6 月 8 日の監査委員会議において、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、受理することを決定した。

なお、浅井邦夫監査委員及び河津利恵子監査委員は、同日の監査委員会議において、同法第 199 条の 2 の規定に基づき、除斥とした。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年7月4日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同日に、請求人の陳述を聴取した。

2 監査対象事項

無所属区民派及び横田議員の平成27年4月分政務活動費のうち、請求人が違法又は不当と主張する45万269円の支出（①無所属区民派の区政報告送料25万767円、②無所属区民派の人件費4万8,048円及び③横田議員のホームページ維持管理費15万1,454円）について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

3 対象部局とその抗弁要旨

杉並区議会事務局（以下「区議会事務局」という。）及び杉並区総務部総務課（以下「総務部総務課」という。）を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、抗弁書の提出を受けるとともに、平成28年7月4日に説明を聴取した。

平成28年6月24日付けの区議会事務局の抗弁書（別紙2）及び同年6月23日付けの総務部総務課の抗弁書（別紙3）の要旨は、次のとおりである。

3-1 区議会事務局

区議会事務局の抗弁書には、①政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等、②政務活動費の交付に関する規定と交付手続、③収支報告書等の提出に関する手続等、④政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割、⑤領収書その他の証拠書類の取扱い、⑥政務活動費の平成27年4月分の状況、⑦請求人の主張に対する見解等及び⑧平成28年度からの取組について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

（1）政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、また、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成25年3月1日施行）

これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」（以下「政務調査費条例」という。）の一部が改正され、政務活動費を充てることができる経費の範囲が「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められ、別表において具体的な経費区分が定

められた（「政務活動に要する経費」）。

また、議長は、収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされた。

(2) 政務活動費の執行に係る議長の役割

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられるものと考えるが、平成24年の地方自治法の改正に伴い、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費条例」という。）に、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨が明記されたことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等から疑われるような場合は、当該会派及び議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

(3) 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動を行い、政務活動費として交付するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、「政務活動に要する経費」の範囲内で支出されなければならないことは当然のことである。

また、会派及び議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があるとともに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識しているところである。

しかし一方で、どのように活動するかは、政務活動の主体である会派及び議員の自律的な判断に委ねられているものである。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派及び議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものである。

※ その他、個別の請求項目等（①政務活動費の計上年度、②按分、③切手で払った区政報告送料代、④人件費及び⑤ホームページ）に対する見解が記載されている。

(4) 平成28年度からの取組

政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」（以下「政務活動費規程」という。）を一部改正し、ガソリン代については、議員一人当たり月額5,000円を限度とすることとし、自宅兼用事務所光熱水費については、自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は計上できないこととした。

また、書籍や備品について、特に区民に疑義が生じやすい支出に関し

ては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上に当たって特に留意する必要がある事項として、会派及び議員から説明を求めることとしたところである。

なお、交付額を超えた収支報告書について、平成27年度から交付額の範囲内での収支報告に努めるものとする運用を改めたところであるが、平成28年度からは交付額の範囲内で収支報告するものとした。

今後も、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととしている。

3-2 総務部総務課

総務部総務課の抗弁書には、①政務活動費の制度制定の経緯、②政務活動費の交付及び返還等に関する手続、③政務活動費の適正化に向けた取組及び④今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 政務活動費の適正化に向けた取組

平成27年度に提出された平成25年度の政務活動費に関する措置請求の監査結果における監査委員からの意見・要望を踏まえ、区議会で検討を重ね、平成28年2月1日に「平成27年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、平成28年4月から政務活動費規程を改正し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めている。

(2) 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派及び議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障のないような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものである。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、政務活動費条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものと考えている。

先に述べた平成27年度の区議会の取組は評価するものであるが、引き続き、適正な運用が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取組を後押ししていく。

4 区議会議長の調査回答の要旨

政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、請求人が指摘している政務活動費の支出の違法性又は不当性の有無等について、議長に調査を依頼し、平成28年6月24日に

議長から調査回答の提出を受けた。

議長の調査回答（別紙4）の要旨は、次のとおりである。

議長の調査回答には、①政務活動費条例に基づく議長の調査の実施、②調査結果、③今回の措置請求に対する議長の見解、④個別事項についての会派及び議員からの説明について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

（1）調査結果

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、「政務活動に要する経費」及び平成27年度の「政務活動に要する経費細目（第3の2（5）参照）」に基づく適正な支出が行われていた。

（2）今回の措置請求に対する議長の見解

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、平成27年度当時の基準により、会派及び議員がそれぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の用途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める。

※ その他、区政報告送料及び人件費についての無所属区民派の説明並びにホームページ維持管理費についての横田議員の説明が、それぞれ記載されている。

第3 監査の結果

1 結論

本件監査請求については、平成28年7月15日に監査委員2名（上原和義監査委員及び三浦邦仁監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯

杉並区における政務活動費（旧政務調査費）に係る条例等の制定等の経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成12年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が創設されたことに伴い、平成13年に、政務調査費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務調査費規則」という。）が制定され、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等が定められ、平成13年度から会派及び議員に対して政務調査費が交付された。
- (2) 平成19年に、区議会の自主的なルールとして、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」（以下「政務調査費規程」という。）が制定され、選挙活動、政党活動又は後援会活動に関する経費などの10項目の経費は区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないと明示された。
- (3) 平成20年に、政務調査費規程の一部が改正され、政務調査費規則別表で定められていた「使途基準」をより具体化した「使途基準細目」が定められた。
- (4) 平成24年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が改正され、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。
- (5) 平成25年に、政務調査費条例が政務活動費条例に改正され、「政務調査費」が「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費が「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされ、「使途基準」に代えて別表で「政務活動に要する経費」として10項目（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費）の経費が定められた。

また、政務調査費規程が政務活動費規程に改正され、別表で定められていた「使途基準細目」が「政務活動に要する経費細目」に改められた。

3 判 断

3-1 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びに充てることができる経費の範囲、その使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による政務活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、区では、平成 25 年 3 月から、政務活動費条例において、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めたところである。
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は首長と並ぶ重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならないと、また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務活動費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」に加え、区議会による自主的なルールと仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。
- (5) こうしたことから、政務活動費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反していることがうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」とした政務調査費についての判例（平成 21 年 12 月 17 日最高裁判所判決）は、政務活動費制度においても同様に該当すると解される。
- (6) 以上から、本件監査において、政務活動費の支出については、政務活動費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要す

る経費細目（政務活動費規程別表）」等に照らし、また、使途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

3-2 項目別判断

請求人は、措置請求書記載の項目ごとに違法又は不当とする理由を述べている。

そこで、措置請求書記載の3項目（①区政報告送料、②人件費及び③ホームページ維持管理費）について、請求内容の適否を判断することとする。

なお、[返還請求の対象及び金額]の欄には、返還請求の対象とされた会派及び議員名と括弧書きで措置請求書記載の返還請求額を記載した。

3-2-1 区政報告送料

[返還請求の対象及び金額]

無所属区民派（25万767円）

[請求人の主張要旨]

平成27年4月12日に、区政報告送料として、合計で25万767円（12万7,245円＋12万3,522円）を計上し、政務活動費に計上していない事務用に購入した切手を当該区政報告送料に充当しているが、「政務活動に要する経費細目」においては、「切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額3万円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする」と規定されており、送料を議員の手元にある切手で支払うこと、また、上限額を大幅に上回る切手で支払うことは、政務活動費条例、「政務活動に要する経費細目」等に違反する。

よって、25万767円全額の返還を求める。

[判断]

会派及び議員が行う活動並びに区政について区民への報告等を行うため、区政報告を作成し、その送料を支出することは、政務活動費条例別表に規定する「政務活動に要する経費」及び政務活動費規程別表に規定する「政務活動に要する経費細目」（以下「政務活動に要する経費・同細目」という。）で広聴広報費等として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

本件支出については、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

本件支出に関し、まず、請求人は、「政務活動に要する経費細目」の切手の年間購入限度額等に関する規定に違反すると主張するが、本件支出は、区政報告送料を計上したものであって、切手代を計上したものでないこと

から、「政務活動に要する経費細目」の規定に違反するということはできない。

また、請求人は、政務活動費に計上していない議員の手元にある切手で支払うことは政務活動費条例等に違反すると主張する。

現行の政務活動費条例等において、切手等の金券類での支払を禁ずる旨の規定が存在しないことからすると、切手による支払を現金による支払と同様に扱い、その費用を政務活動費に計上したとしても、政務活動費条例等に違反するとまではいうことができない。また、一般に、郵送料については、切手による支払は現金と同様に認められている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

ただし、政務活動費は現金で交付される場所、切手等の金券類により支払を行うことの妥当性等については、12ページの「4 意見・要望の(1)のイ」で記載した。

3-2-2 人件費

[返還請求の対象及び金額]

無所属区民派 (4万8,048円)

[請求人の主張要旨]

平成27年4月30日に、補助職員の人件費として、4万8,048円(交通費3,048円を含む。)を計上しているが、①前年度の平成27年3月分の人件費が含まれ、2年度にまたがって計上されており、政務活動費条例に違反する、②勤務内容は全て「データの処理」とされているが、データの内容についての説明はなく、同年4月26日の区議選に向けた名簿等のデータ整理とも受け止められ、政務活動費の用途として認められない選挙活動、政党活動、後援会活動等と解釈される内容で、用途内容が非常に不透明であるため、政務活動費としての支出は認められない。

よって、4万8,048円全額の返還を求める。

[判 断]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、職員を雇用し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で人件費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書及び勤務日、勤務時間、金額、勤務内容等を記載した「政務活動補助職員勤務報告書」が提出され、1月当たりの支出金額の上限(議員1人当たり5万円)の範囲内で、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

本件支出については、領収書及び「政務活動補助職員勤務報告書」が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で適正に処理されていることが認められる。

本件支出に関し、まず、請求人は、前年度の平成27年3月分の人件費が含まれ、2年度にまたがって計上されており、政務活動費条例に違反すると主張する。

しかしながら、政務活動費条例等において、政務活動費の支出の原因となる事実がその年度中に発生していることを要する旨の規定が存在しないことからすると、政務活動費の支出の計上年度を当該支出が行われた年度とする「現金主義」を採用することも許容されると解するのが相当であり、交付年度内に実際に支出された経費であれば、前年度（平成26年度）の人件費に係る支出が含まれているとしても、当該年度（平成27年度）の政務活動費から支出することができるものと解される。

また、請求人は、勤務内容は全て「データの処理」とされ、データの内容についての説明はなく、使途内容が非常に不透明であると主張するが、当該会派から、勤務内容について「寄せられる相談の転記や区政報告の送付先の住所変更等の連絡があった場合のデータ処理が主な内容となり、事務所での電話受付相談や区政報告発送作業なども含まれる」と説明されており、当該勤務の内容は当該会派の政務活動の補助業務であると認められる。

なお、請求人は、意見陳述において、監査委員は会派及び議員に対して調査を行わず、議長に対する会派及び議員の説明のみを判断の根拠としているなどと主張する。

しかしながら、政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、議長を本件監査に必要な関係人と位置付け、議長に調査を依頼し、議長を通じて会派及び議員の説明を聴取しているものであり、また、過去の監査においては、その説明が十分でないとは判断した場合には、必要に応じて議長に再調査を依頼し、再度、議長を通じて会派及び議員の説明を聴取しているところである。

会派及び議員の説明の合理性、妥当性を疑わせるに足る具体的事情があると認められる場合には、その疑念を払拭するに足るような証拠の提出などを求めることが当然であると考えられるが、そのような事情が認められない場合には、議長に対する会派及び議員の説明は条例の規定に基づき責任を持って行われたものと考えられ、これを判断の根拠の一つとすることは、適切であるというべきである。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成27年度版）」においては、「政務活動補助職員勤務報告書」の勤務内容欄は、政務活動との関連性が分かるよう具体的に記載することとされており、今後は、区民の誤解を招かないような記載内容とするよう留意する必要がある。

3-2-3 ホームページ維持管理費

[返還請求の対象及び金額]

横田政直議員（15万1,454円）

[請求人の主張要旨]

平成27年4月30日に、ホームページ維持管理費として、按分率80パーセントの15万1,454円（交付額の範囲内とするため、15万2,800円のところを15万1,454円で計上）を計上しているが、①当該議員の任期は平成27年4月30日までであるが、領収書にホームページ維持管理費の期限が記入されておらず、その期限が不明である、②ブログの内容に同年4月26日の区議選に関係する記事が多く、政務活動費規程で政務活動に要する経費に該当しないと規定されている選挙活動に関する経費に該当し、政務活動費からの支出は認められない。

よって、15万1,454円全額の返還を求める。

[判 断]

会派及び議員が行う活動並びに区政について区民への報告等を行うため、ホームページを作成し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で広聴広報費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということはいできない。

本件支出については、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「ホームページは、プロフィール、基本理念、お問い合わせ、活動ブログで構成されており、ブログはその一部分であり、ページ構成等を考え、80パーセントに按分した」と説明されている。また、当該議員のホームページは全て公開されており、平成26年5月～平成27年4月分のブログの内容などを確認したところ、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

また、ホームページ維持管理費の期限については、「平成26年5月～平成27年4月分の維持管理費等である」と説明されており、先に述べたとおり、杉並区においては、「現金主義」を採用しているものと判断されることから、前年度の維持管理費等に係る支出が含まれているとしても、当該年度の政務活動費から支出することができるものと解するのが相当である。

ただし、「現金主義」を採用するとしても、政務活動費が年度を単位として交付されていることからすると、支出の範囲は1年以内にとどめ、それを超える部分については不適切というべきものであるが、本件支出は「平成26年5月～平成27年4月分の維持管理費等である」と説明されてお

り、支出の範囲が1年以内であることが認められる。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

ただし、ホームページ維持管理費など、一定期間にわたり役務の提供を受ける場合における支出の対象となる期間を明示した書面の提出等については、「13ページのウ」で記載した。

3-3 まとめ

以上のとおり、本件各支出に違法又は不当な点は認められず、本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

4 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

- (1) 区議会が、平成27年度の「杉並区職員措置請求監査結果（平成25年度政務活動費に関する住民監査請求（その1）～（その3））」における監査委員の意見・要望を受けて、運用改善についての検討を進め、平成28年度から、政務活動費規程を改正し、①ガソリン代について、議員一人当たり月額5,000円の上限を設ける、②自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は、計上できないものとするなどの「政務活動に要する経費細目」等の見直しを行ったことは評価することができる。

ただし、なお検討すべき課題があると思われるので、以下、要望する。

ア 按分の割合（上限）が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、ガソリン代、事務所賃借料等のように支出割合の上限を2分の1とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合により按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

イ 金券類（切手、商品券、図書券等）による支払について

本件の区政報告送料の切手による支払については、現行の政務活動費条例の規定等から、その費用を政務活動費に計上したとしても、政務活動費条例等に違反するとまではいうことができないと判断したところであるが、政務活動費は現金で交付されるものであり、また、政務活動費の用途については、その透明性を確保し、区民に対する説明責任を十分に果たすことが求められていることから、金券類による支払を認めることの妥当性・必要性について検討されたい。

ウ 支出の対象となる期間を明示した書面の提出等について

本件のホームページ維持管理費のように、一定期間にわたり役務の提供を受ける場合においては、政務活動費の使途の透明性の確保等の観点から、当該期間を明らかにすることが適切であり、今後は、契約期間など支出の対象となる期間を明示した書面の提出を義務付けることなどを検討されたい。

- (2) 議長は、調査回答において、「政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める」との見解を明らかにしている。

区議会におかれては、今後も、制度の検証と改善を継続的に進めるとともに、これまでの改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待するものである。

別紙

2016年5月27日

杉並区監査委員御中

杉並区議会の無所属区民派（けしば誠一議員・新城せつこ議員）および横田政直議員に対する平成27年度4月分政務活動費に関する措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書
別紙の通り

2. 請求人
甲 印

共同代表 a

共同代表 b

(署名は次ページ)

- a ④ 共同代表
- b ④ 共同代表
- c ④
- d ④
- e ④
- f ④
- g ④
- h ④
- i ④
- j ④
- k ④
- l ④
- m ④
- n ④

1. 請求の趣旨

請求人は、地方自治法第242条（住民監査請求）第1項「普通地方公共団体の住民は、（中略）違法若しくは不当な公金の支出（中略）があると認めるとき、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、もしくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」の規定に拠り、無所属区民派（けしば誠一議員・新城せつこ議員）および横田政直議員の平成27年度4月分の政務活動費（政活費と略す）の監査請求を行なう。

請求人は、一般市民・区民の立場から政活費の「違法若しくは不当な公金の支出等」の検証を行った。

2. 措置請求

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成27年度4月分の政務活動費の交付を受けた無所属区民派（けしば誠一議員・新城せつこ議員）および横田政直議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。要返還額の合計は、450,269円である。

事実証明書

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政務活動費の検証を行い、その使途が、政務活動費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政務活動費の返還を求めた。

返還を求める根拠として、「地方自治法」、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」等の、法令、条例、規則、規程等に基づいて、検証した。

無所属区民派、けしば誠一・新城せつこ議員の

4月12日切手で支払った区政報告送料127,245円、

同じく4月12日切手で支払った区政報告送料123,522円

4月30日の人件費、48,048円、合計298,815円の返還を求める。

1、切手で払った区政報告送料代について

4月12日に区政報告を2,495通発送し、127,245円を切手で払った。

(出納簿整理番号4月分No4)

同じく同日に区政報告を2,422通発送し、123,522円を切手で払った。

(出納簿整理番号4月分No5)

出納簿整理番号4月分No4、5ともに領収書等貼付用紙の備考欄に、

「区政報告、郵送料、◎切手を事務用に購入(未計上)し、区政報告郵送料にに充当しています。」と記載している。

政務活動費は「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づいて交付される。無所属区民派のけしば・新城議員は交付されたお金(金員)ではなく、切手で、127,245円と123,522円、合計で250,767円を郵送料として払った。議員の説明によれば、「◎切手を事務用に購入(未計上)し、区政報告郵送料に充当しています。」と書いてあるが、支払った切手代250,767円を購入した際の領収書の提出はない。また、この切手を事務用に購入したとしているが、どこで、どの資金を充ててどのように購入したか、説明はなく、切手購入の目的が不明である。

支払いにあてた切手についての領収書、説明がないので、手元にあった切手を郵送料にあて、交付された政活費を現金化したとの解釈もできる。または金券ショップ等で切手を購入し、政活費に利用したとの解釈もできるが、いずれにしてもどのようにして郵送料として支払いにあてた切手250,767円、という高額の手切手についての説明がないので不明である。もし、これらの切手が、他から流用したものではないと言うのであれば、切手を購入した際の、領収書の添付が、最低限必要である。

切手購入に関しては、「政務活動に要する経費細目」で平成26年度は「切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない」と規定があった。議員に配布された「政務活動費の支出に関する事務処理について(平成26年度版)」のP5に【郵送用の切手の購入】の欄に「・不適切な支出を予防する観点から、年間の上限額(100,000円)を設定します」との記載がある。

さらに、平成27年度からは、議員一人当たりの切手購入は項目を問わず年間30000円と改訂され、議員として周知のはずである。

「政務活動費の支出の関する事務処理について（平成27年度版）」のP12によれば、

広聴広報費の政務活動に要する経費細目では
○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員一人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。

と規定している。どのような理由で「◎切手を事務用に購入（未計上）」にしたのか不明であるが、郵送代を議員の手元にある切手で支払うこと、また、上限額を大幅に上回る切手代で支払ったことは、条例や経費細目等に違反するので、郵送代の**127,245円＋123,522円＝250,767円の返還を求め**る。

もし、このような支出を認めるのであれば、『議員一人当たり年額30,000円を超えることはできない。』とした、使途基準を無化するに等しく、その点でも、条例違反である。

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 4
----------	------	-------

領収書等貼付欄	<h2>領収証書</h2> <p>毎度ありがとうございます</p> <p style="text-align: center;">けいば 様</p> <p>〒100-8798 日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 2015年 4月12日 20:25</p> <p>[別納1] 区内特別特特(定)BC 19.0g ⑤1 2,495通 ¥127,245</p> <hr/> <p>小 計 ¥127,245</p> <hr/> <p>課税計 ¥127,245 (内消費税等 ¥9,425) 非課税計 ¥0</p> <hr/> <p>△計 ¥127,245 口計 お預り 現金 ¥0 切手 ¥127,245</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済</p> </div> <p>担当 [REDACTED] 端04箱50 発行No.9552 連絡先：荻窪郵便局 TEL:03-3301-5514</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">郵便局からのお知らせ</p> <div style="text-align: center;">  <p>ご注意 ください!</p> </div> <p style="text-align: center;">「レターパックなどで現金送れ」は すべて詐欺です。 レターパックで現金を送ることは郵便法違反です。</p> </div>
<p>備考</p> <p>区政報告・郵送料</p> <p>(1TCIは. No.262.264 新227 No.227.229 号外)</p>	<p style="text-align: right;">(加印)</p> <p>◎切手と事務用印紙購入(未済)し、 区政報告郵送料に充当し処理。</p>

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 5
----------	------	-------

領収書等貼付欄

領収証書

毎度ありがとうございます

ししほ様

〒100-8798 日本郵便株式会社
 東京都千代田区霞が関1-3-2
 2015年 4月12日 19:52

[別納1]
 区内特別特(定)BC
 19.0g
 051 2,422通 ¥123,522

小計 ¥123,522

課税計 ¥123,522
 (内消費税等 ¥9,149)
 非課税計 ¥0

△合計 ¥123,522
 口計
 お預り 現金 ¥0
 切手 ¥123,522

印紙税申告納
 付につき廻町
 税務署承認済

担当 [REDACTED]
 発行No.0954 端05箱16
 連絡先：杉並南郵便局
 TEL:03-3315-4313

郵便局からのお知らせ

ご注意
ください!

「レターパックなどで現金送れ」は
 すべて作帳です。
 レターパックで現金を送ることは郵便法違反です。

備考

区政報告 - 郵送料

(1741号 No.262,264
 新25号 No.227,229
 号外)

◎ 切手と事務用に見舞入(米正)い
 区政報告郵送料に充当して可。

(ししほ)

2、4月30日に払った人件費48,048円について

(内訳人件費45,000円＋交通費3,048円)

交付された政活費は2015（平成27）年度4月分である。けしば誠一議員が提出した政務活動補助職員勤務報告書は2015年4月分として書いてあるが、前年度の3月26日（木）から27年度の4月6日（月）まで、年度をまたぎ、支出している。これは政活費条例の使途に違反する。

添付の資料で分かるように、

前年度（平成26年度）の3月26、27、30日の合計17,500円

27年度の4月1日、2日、3日、6日の合計27,500円

それと、交通費3,048円である。

勤務内容はすべて、「データの処理」である。データの内容については説明はない。何のデータであるのか、監査委員において、議員に聴取するよう求める。

区民の視点からすれば、4月26日の区議選に向け、名簿等のデータ整理とも受け止められ、政活費の使途として認められない選挙活動、政党活動、後援活動等と解釈される内容である。

政活費条例に違反して、2年度にまたがった人件費の計上、また、使途内容が非常に不透明であるため、政活費としての支出は認められない。よって人件費の48,048円の返還を求める。

政務活動補助職員
勤務報告書

(2015年 4月分)

議員名 けしば誠一

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
26	木	10:00—17:30	6.5	1,000	6,500	データの処理
27	金	9:30—15:00	4.5	1,000	4,500	データの処理
28	土	—			0	
29	日	—			0	
30	月	10:00—17:30	6.5	1,000	6,500	データの処理
31	火	—			0	
1	水	10:00—17:30	6.5	1,000	6,500	データの処理
2	木	10:00—18:00	7	1,000	7,000	データの処理
3	金	10:00—18:00	7	1,000	7,000	データの処理
4	土	—			0	
5	日	—			0	
6	月	10:00—18:00	7	1,000	7,000	データの処理
7	火	—				
8	水	—				
9	木	—				
10	金	—				
11	土	—				
12	日	—				
13	月	—				
14	火	—				
15	水	—				
16	木	—				
17	金	—				
18	土	—				
19	日	—				
20	月	—				
21	火	—				
22	水	—				
23	木	—				
24	金	—				
25	土	—				

合計 45 h 45,000 円

出勤日 7日 48,048 円 (含む)交通費762円×4日=3,048円

勤務者

氏名

A

生年月日

住所

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 11
----------	------	--------

領収書等貼付欄

領 収 証

けしぼ 誠一様 27年4月30日

★ 248,048

但
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)



A



コクヨ ウケ-1048

備考

(人件費)

横田政直議員のHP管理費151,454円の返還を求める。

領収書によれば、横田議員は2015年4月30日にHP維持管理費、191,000円を払った。横田議員は領収書等貼付用紙の備考欄に、「80%計上（交付額の範囲内とするため、152,800円のところを、151,454円で計上）」と記入し、政活費から151,454円を払った。

2015（平成27）年度の横田議員の任期は2015年4月1日～30日までの1か月である。この領収書の金額には維持管理費の期限が記入されておらず、期限が不明である。

2015年4月1日～30日の任期期間の活動ブログを添付する。（添付資料）

・4月28日

ボクササイズ～うつ病等で引き籠りがちな方は特に来て頂きたいです。

・4月27日

力及ばず、残念な結果となりました。期待に応えることが出来ず、本当に申し訳ありません。

・4月25日

横田政直を杉並区在住のお知り合いに薦めて頂けたら幸いです

・4月25日

公費（税金）が投入される選挙カーは使わず、杉並区内を自転車で回ります！

・4月22日

自民、公明、民主などの大会派は区長の提出議案についてすべて賛成しているのが杉並区議会の現状！

・4月22日

私が特に力を入れたい課題は、自殺予防対策です。

・4月17日

改革派の議員が増えれば科学館存続の可能性はあります。

・4月17日

杉並区議会議員、横田政直の紹介ビデオが出来ました。

・4月8日

母校杉並区立東原中学校の入学式

・4月6日

決起集会～阿佐ヶ谷駅北口にて

以上が横田議員の4月分のブログの見出しである。

領収書にHP維持管理費の期限が記入されていないこと、
また、ブログの内容が、4月26日の区議選に関する記事が多く、「杉並区議会の会派
および議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程第2条（1）」で、選挙活動に
関する経費は政務活動に要する経費に該当しないと規定されているので、以上の理由で
HP維持管理費は、政務活動費からの支出は認められない。よって151,454円の返還を
求める。

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 2
----------	------	-------

領収書等貼付欄

領 収 証

横田 政直 様

2015年 4月 30日

★ ￥191,000-

但 HP 維持管理費
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

杉並区下井草2-1-10

B

72企画



備考

80% 計上 (交付額の範囲内と相為)
(153,800円9423を 151,454円70計上)

- [プロフィール](#)
- [ブログ](#)
- [ピグの部屋](#)

活動ブログ

日本を元気にする会活動報告

プロフィール



- [プロフィール](#) | [ピグの部屋なう](#) | [グルっぼ](#) | [ベタ](#)

- ニックネーム:[横田 政直](#)
- ブログジャンル:[政治・経済](#)

- [読者になる](#)
- [メッセージを送る](#)
- [アメンバーになる](#)
- [ピグともになる](#)

アーカイブ

- [2016年04月\(1\)](#)
- [2016年03月\(3\)](#)
- [2016年02月\(1\)](#)
- [2016年01月\(1\)](#)
- [2015年12月\(2\)](#)
- [2015年11月\(2\)](#)
- [2015年10月\(2\)](#)
- [2015年08月\(5\)](#)
- [2015年07月\(2\)](#)
- [2015年06月\(1\)](#)
- [2015年05月\(7\)](#)

- [2015年04月\(11\)](#)
- [2015年03月\(11\)](#)
- [2015年02月\(8\)](#)
- [2015年01月\(5\)](#)

2015年04月28日

ボクササイズ〜うつ病等で引き籠りがちな方は特に来て頂きたいです。

テーマ:政治

4月27日(月) 地域交流室エルブにて

ボクササイズを行いました。

強力な助っ人も来て頂いています。

次回は5月20日(水)に行う予定です。

うつ病等で引き籠りがちな方は特に来て頂きたいです。



<https://www.youtube.com/watch?v=BOtZU5nsy-A&feature=share>

<https://www.facebook.com/aobacare?fref=ts>

[コメントをする](#)

いいね!した人 | [コメント\(0\)](#)

-
- [ツイート](#)
-

最近の画像つき記事

[もっと見る >>](#)



- [力及ばず、残念な結果…](#)

2015-04-27



- [横田政直を杉並区在住…](#)

2015-04-25



- [公費\(税金\)が投入さ…](#)

2015-04-25

2015年04月27日

力及ばず、残念な結果となりました。期待に応えることが出来ず、本当に申し訳ありません。

テーマ: [政治](#)

力及ばず、残念な結果となりました。

期待に応えることが出来ず、本当に申し訳ありません。

応援して下さいました皆様には心からお礼を申し上げます。

有難うございました。



[コメントをする](#)

[いいね！した人](#) | [コメント\(0\)](#)

-
- [ツイート](#)
-

2015年04月25日

横田政直を杉並区在住のお知り合いに薦めて頂けたら幸いです。

テーマ: [政治](#)

現場を重視し、

困っている方に寄り添う議員として活動し続けたいと考えています。

横田政直を杉並区在住のお知り合いに薦めて頂けたら幸いです。



[コメントをする](#)

[いいね！した人](#) | [コメント\(0\)](#)

-
- [ツイート](#)
-

2015年04月25日

公費(税金)が投入される選挙カーは使わず、杉並区内を自転車で回ります！

テーマ: [政治](#)

ガソリン代や運転手代等に

公費(税金)が投入される選挙カーは使わず、

杉並区内を自転車で回ります！



[コメントをする](#)

[いいね!した人](#) | [コメント\(0\)](#)

-
-
-

[ツイート](#)

2015年04月22日

自民、公明、民主などの大会派は区長の提出議案についてすべて賛成しているのが杉並区議会の現状！

テーマ:政治

地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ二元代表制を採用していますので、首長と議会議員の関係は『抑制と均衡』であるはずですが。

しかし、杉並区議会では、区長与党を形成している自民党、公明党、民主党などの大きな会派が杉並区の重要政策について結果として区長側の言いなりとなっているのが現状です。

実際、自民党、公明党、民主党などの大きな会派は区長の提出議案についてすべて賛成しています。

<http://www.gikai.city.suginami.tokyo.jp/pdf/2014/giinbetu26-04.pdf>

端的な例としては、前区長時代に作られた、区長が三選を超える多選を自粛すべきとする区長の多選自粛条例や将来の区民税減税を目指す減税条例について自民党、公明党、民主党などの大きな会派は前区長時代に成立に賛成しながら、現区長による廃止提案に賛成しています。

作る時に賛成し、区長が変わると廃止に賛成する。

合意形成の過程を区民に示し、区民の意見に対して丁寧な説明をするというプロセスを経ず、杉並区議会の多数派が結果として区長側の言いなりとなっています。

杉並区では施設再編整備計画が進められています。

老朽化した施設の再編整備は不可避です。

しかし、メリット、デメリットを含め議論の過程を区民に示し、区民の意見に対して丁寧な説明が必要であるにもかかわらず、例えば、あんさんぶる荻窪と荻窪税務署などとの財産交換、児童館や科学館の廃止などについて、区長側が区民との丁寧な議論を経ずに強引に進めようとし、それを自民党、公明党、民主党などの大会派を中心とする杉並区議会の多数派が追認しているのが現状です。

区民から愛されてきた施設の再編整備は、区民との対話を重視し、丁寧な議論を経たうえで政策決定すべきです。



[コメントをする](#)

[いいね！した人](#) | [コメント\(0\)](#)

- [ツイート](#)
-

2015年04月22日

私が特に力を入れたい課題は、自殺予防対策です。

テーマ: 政治

現在、私は杉並区議会議員として様々な区政の課題解決に力を尽くしていますが、特に力を入れたい課題は、自殺予防対策です。

現在、杉並区だけでも年間に100人前後の方が自ら命を絶っているのが現状です。

20歳代から40歳代の若い世代が約6割を、男性が約7割を占めています。

また、自殺に至る要因は様々ですが、うつ病等に罹患して自ら命を絶ってしまうケースが多いです。

ここで、私が力を入れてきた取組みを2点ご紹介させていただきます。
杉並区には、うつ病などの精神疾患を有する区民を支える家族の会があります。

うつ病については、「北風と太陽」という家族会が毎月、杉並保健所内の多目的室で例会を行っています。

また、精神疾患については、杉並家族会という家族会が毎月、高円寺障がい者交流館で例会を行っています。

当事者を支える家族同士が支え合い、情報交換等をする会で、専門家のアドバイスを受けることもできます。

私は、可能な限り例会に参加し、そこで出された意見、要望等を区政に反映できるように尽力しています。

例えば、この家族会の存在が知られず、家族会にたどり着くまで10年を要したとの声があり、家族会の活動をより積極的に周知するように杉並区に求め、様々な地域精神保健活動の中で、家族会の活動を紹介してもらえるように改善がされています。

2点目について御紹介致します。

NPO法人あおば福祉会では、精神疾患のある方で生活がうまくいかず困っている方や一人暮らしを希望しながら様々な事情で行えない方に生活の支援を行うグループホームを運営しています。

このグループホームが2階にある建物の1階に地域交流室を開設し、地域の方々が交流できる場として、ヘルパー養成講座、認知症サポーター講座、体操教室など様々なイベントを企画しているのですが、私は、元ボクサーの経験を活かし、ボクササイズの講師をさせて頂いています。

精神疾患の当事者の方、地域の方、その他様々な方に参加をして頂いていますが、うつ病や精神疾患の当事者の方にとって、闘争本能など抑えているものを表に出せるボクシングは一定の効果があるとの専門家のお話もありますし、障がい者のグループホームに対する地域の理解が進むという意味でも意義のある活動であると考えています。

その他、関係機関と連携した自殺未遂者を含む自殺ハイリスク者への対策強化を求めています。

自殺予防対策には、労働環境の改善などが必須となりますが、今後とも杉並区政で出来ることに全力で取り組みたいと考えています。



[コメントをする](#)

[いいね!した人](#) | [コメント\(0\)](#)

- [ツイート](#)
-

2015年04月17日

改革派の議員が増えれば科学館存続の可能性はあります。

テーマ: 政治

(3月27日付東京新聞31面に科学館に関する記事が掲載されましたが)

科学館条例廃止に関する杉並区議会の議決は選挙後です。

区長の提案を全て賛成する自民党、公明党、民主党等の大会派に属する議員

<http://www.gikai.city.suginami.tokyo.jp/pdf/2015/giinbetu27-01.pdf>

が減り、改革派の議員が増えれば科学館存続の可能性はあります。

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/news/CK2015032702000122.html>



[コメントをする](#)

[いいね!した人](#) | [コメント\(0\)](#)

- [ツイート](#)

2015年04月17日

杉並区議会議員 横田政直の紹介ビデオが出来ました。

テーマ: [政治](#)

杉並区議会議員 横田政直の紹介ビデオが出来ました。

3分間に収まっていますのでご覧頂けたら幸いです。

<https://www.youtube.com/watch?v=BOtZU5nsy-A&feature=youtu.be>



[コメントをする](#)

[いいね!した人](#) | [コメント\(0\)](#)

- [ツイート](#)

2015年04月08日

母校杉並区立東原中学校の入学式

テーマ: 政治

4月7日(火)

母校である杉並区立東原中学校の入学式が行われました。

私は、34年前に東原中学校に入学しました。

中学生の頃は、校舎の周りを走りまわっていました。



[コメントをする](#)

[いいね！した人](#) | [コメント\(0\)](#)

- ツイート
-

2015年04月06日

決起集会～阿佐ヶ谷駅北口にて

テーマ: 政治

4月5日(日) 阿佐ヶ谷駅北口にて

日本を元気にする会代表の松田公太参議院議員と共に

決起集会を行いました。

杉並区が科学館廃止等の施設再選整備計画を強引に進めようとし、

自公民等の大会派が追認する現状は大変問題です。

区民との対話を重視した政策決定に転換すべきです。



[コメントをする](#)

[いいね!した人](#) | [コメント\(0\)](#)

-
- ツイート
-

以上

甲 会則

(1) 市民オンブズマンについて

「市民オンブズマン」とは、市民の立場から行政の不正行為や税金の無駄遣いなどを監視し、是正・改善させるために、さまざまな活動をする団体のことです。北欧に普及するオンブズマン制度とは異なり、誰かに任命されたり、権限を与えられている団体ではありません。行政に属する“官製オンブズマンも宮城県や川崎市、藤沢市などにありますが、市民オンブズマンはそれらとは異なり、市民が自らの意思で自発的に活動する市民運動の一つです。

(2) 設立趣意

日本で市民オンブズマンの活動が始まってから四半世紀を超える年月が過ぎ、今では全国に80を超える市民オンブズマン組織が活動しています。市民オンブズマンの活動成果として、全国的に行政の「不正行為」や「無駄遣い」などが次々と明らかにされ、行政の体質やあり方が厳しく問われるようになりました。

本来、行政の不正や無駄を監視するはずの監査委員や議会は、十分にその機能を果たしているとは言い難く、むしろ実態は行政と癒着して共に不正や無駄遣いに走る事例も少なくありません。

杉並区においても、区政はもとより、議員や監査委員に至るまで、活動実績のチェックと不正や無駄遣いに対する是正働きかけが不可欠な状態にあると判断されます。

私たちは憲法12条（この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。）の精神に則り、区政を行政や議会に任せきりにすることなく、自覚的な国民意識を大切にし、住民自治を発展させて、公正で活力ある社会の実現を目指します。

具体的な活動内容としては、行財政運営に対するチェック機能とその望ましいあり方について、区民の視点から調査研究し、積極的に提言していきます。

全国に広がる市民オンブズマン組織と連携し、情報公開を徹底させ、納税者の権利として税金の無駄遣いや不正な支出をチェックし、真実を明らかにして、悪質な不定に対しては刑事告発も辞さず、公正で効率的な区攻の実現を目指します。

地域周辺の市民運動と連携し、共にネットワークを広めていきます。

(3) 会則

1. 名称 甲

2. 目的と活動内容

- ・ 地方自治に対する住民の監視と参加を促進し、公正で効率的な住民主体の活力ある地方自治を目指します。
- ・ 区政の情報公開を促進し、その実態を厳しくチェックします。
- ・ 会員間の交流と情報交換を行います。
- ・ 特定の党派に偏せず、中立的な立場で行動します。
- ・ 会員への報告・連絡・相談にWeb、印刷媒体等による報告書を作成します。
- ・ 全国市民オンブズマン連絡会に参加します。

3. 運営

- ・ 会員により選出された複数名の幹事が互選によって、会の代表或いは共同代表を決めるとともに、各幹事の役割・分担を決めて会を運営します。
- ・ 幹事は定期的に幹事会を開き、会の運営や活動内容を協議し、報告・連絡等の事務を担当します。
- ・ 幹事の中から、会計及び監事を各一名選出し、監事は当会の会計を監査し総会で報告します。
- ・ 幹事の任期は1年とします。
- ・ 年に一度、総会を開催し、活動内容及び会計報告を行い、会の基本方針、会則や次年度の予算を討議し、複数の幹事を選任します。
- ・ 新会員の承認は幹事会によって行われます。
- ・ 会員は杉並区民を原則とし、区で活動する団体や個人も含めます。

4. 会費

・ 個人

年額 一口 2.000円 (何口でも可)
(学生、学生に準ずる方等は、1.000円)

・ 団体・法人

年額 一口 3.000円 (何口でも可)

・ 賛助会員 (区民に限らず、会の趣旨に賛同し、活動を支援し報告を受ける)

年額 一口 1.000円 (何口でも可)

(4) 設立

2007年12月1日

事務局

・ 会則改定

2010年 9月 1日

2012年 9月 20日

2014年 7月 19日

抗弁書

監査委員 宛

区議会事務局長

北風 進

1 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の機能、役割がさらに大きくなると認識されるようになった。

このような状況下で、全国都道府県議会議長会は、平成 11 年 10 月、「地方議会の権限の強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的な位置づけを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう、地方自治法（以下「法」という。）を改正すること」を決議した。同年 11 月には、国会や自治省など関係行政庁に対して、地方公共団体の議会を構成する議員の活動基盤強化が不可欠であるとし、「地方分権の推進に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費を支給できるようにすること」を要望した。また、全国市議会議長会も、国会や自治省などの関係行政機関に対して、議会機能の充実強化を図る必要があることから、「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること」を要望した。

これを受けて、政務調査費に関する「地方自治法の一部を改正する法律案」は、平成 12 年 5 月 24 日、可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この際、衆議院本会議において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要となっている。」との提案趣旨が説明されている。

この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第 100 条第 14 項）、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（同条第 15 項）と規定され、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を、同年 3 月 30 日に「同施行規則（以下「規則」という。）」を定めている。

このように、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとなり、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を

要することなく、一律に交付されることとなった。

その後、平成24年4月5日には全国議長会の3団体が連名で、関係国会議員に対し、政務調査費制度の見直しについて要請し、これを受けて、同年8月7日に4派の国会議員による共同提案で修正案が衆議院に提出され、「地方自治法の一部を改正する法律案」については、10日、修正案どおり議決され、その後8月29日の参議院で可決・成立した。〔平成24年9月5日公布〕

これにより、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた。(平成25年3月1日施行)

これを受け、当区議会においても、平成25年第1回定例会において、条例の一部を改正し(平成25年2月20日)、その後、同年2月末日までに規則等の一部を改正している。

条例については、題名及び本文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改め、第9条第1項においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めている。

また、同条第2項において、別表により政務活動費の具体的な経費区分を定め、新たな項目として広聴広報費及び要請陳情等活動費を設けている。

さらに、第11条においては、議長は提出された収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする規定している。

2 政務活動費の交付に関する規定と交付手続きについて

(1) 政務活動費の趣旨

法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し交付する。(条例第1条)

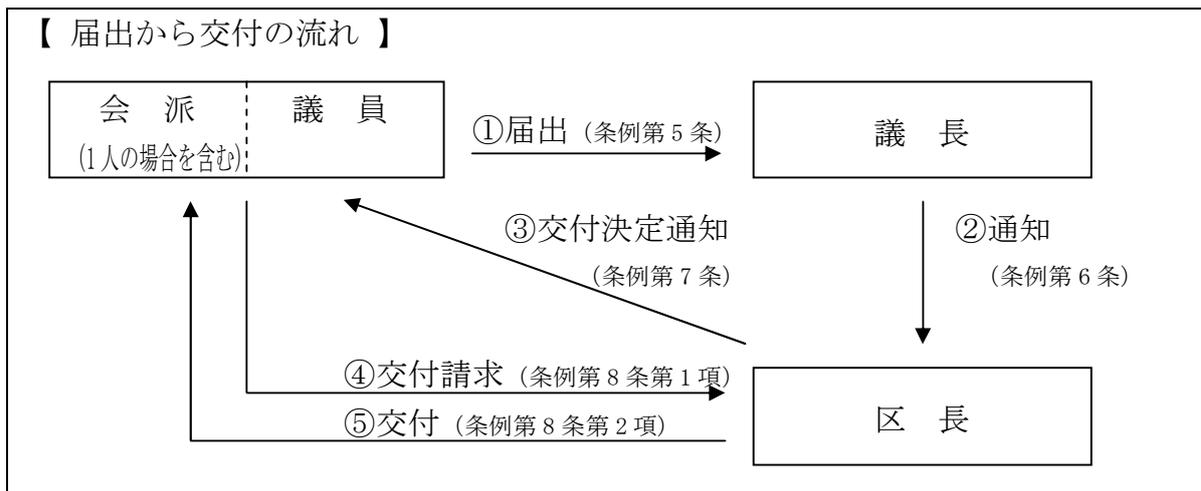
(2) 政務活動費の交付対象

会派(所属議員が1人の場合を含む。)及び議員の職にある者に対して交付する。(条例第2条)

(3) 政務活動費の交付額

会派に交付する場合は、会派の所属議員数に月額16万円を乗じて得た額(条例第3条第1項)。議員に交付する場合は、月額16万円を交付する。(条例第4条第1項)

(4) 政務活動費の交付に関する流れ



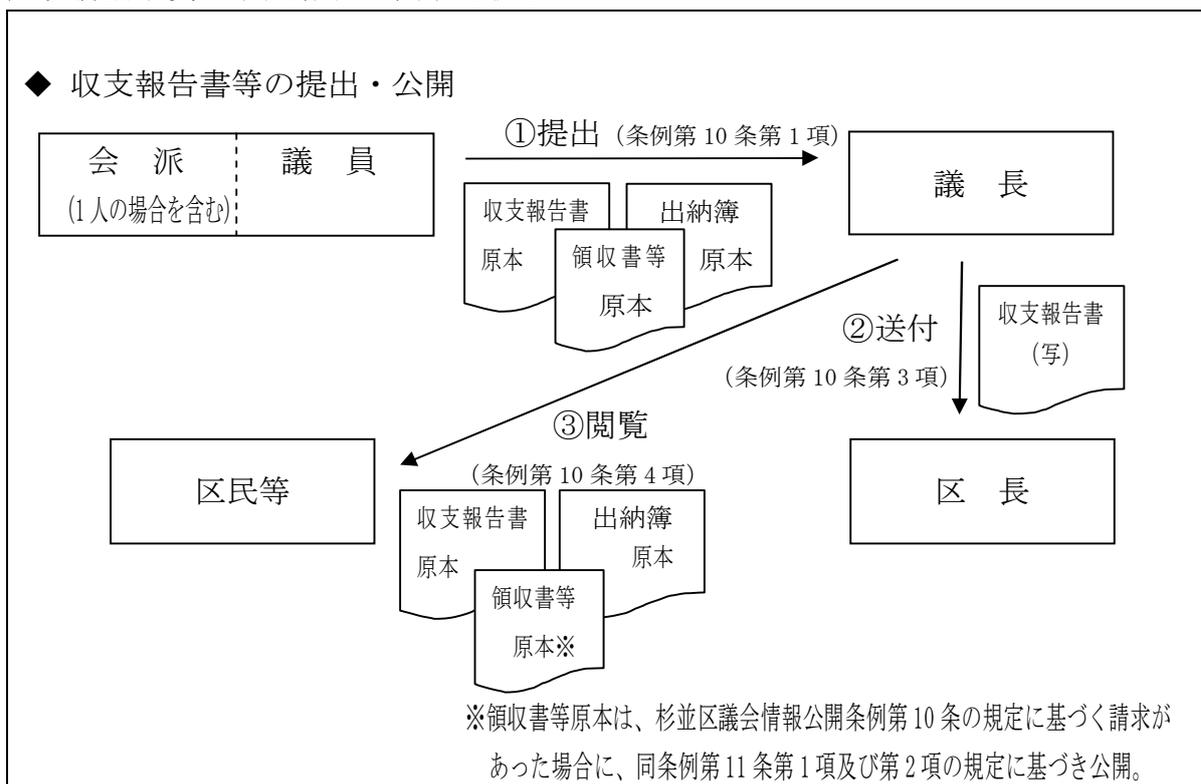
(5) 政務活動費の支出に関する手続

政務活動費は、会派の代表者又は議員が、区長からの交付決定を受けた後、四半期毎に当該四半期の月数分を区長に請求する。

請求を受けた後、杉並区予算事務規則第4条の規定に基づき、区長より支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が、杉並区会計事務規則に則って支出事務を行い、政務活動費が会派の代表者又は議員に交付される。

3 収支報告書等の提出に関する手続き等について

(1) 政務活動費の収支報告に関する流れ



(2) 収支報告書等の提出に係る会派の代表者又は議員への案内等

区議会事務局では、当該年度の提出期限や収支報告書及び出納簿の作成にあたっての注意点など収支報告の手続きについて、毎年会派の代表者及び議員に案内している。

また、会派又は議員から政務活動費の使途について個別に相談を受けた場合、過去の判例を調べるなどして、必要な助言を行っている。

(3) 収支報告書等の提出に係る区議会事務局のチェック等

会派の代表者又は議員から収支報告書等の提出があった場合には、収支報告書等に記載誤りがないか、また計数などについて事務的な点検を区議会事務局で行っている。

また、収支報告書等に記載されている使途について、条例第9条別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第2条別表の政務活動に要する経費細目に照らして疑義がないかどうか、政務活動に要する経費の項目適用に誤りがないかなど、領収書その他の証拠書類との付け合せを行い、疑義のある支出については会派又は議員に内容を確認し、必要に応じて助言を行っている。

区政に関する調査研究その他の活動に資するための必要性や合理性については、区民に対する説明責任を果たす必要があることから、平成27年度からは、区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員に対し説明の必要を明示したところである。

(4) 返還に関する規定

- ・一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長へ返還しなければならない。（条例第8条第4項・第6項）
- ・その年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出（政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出）の総額を控除して残余がある場合、区長は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。（条例第12条）

4 政務活動費の執行に係る区議会議員等の役割について

(1) 条例における議長の役割・権能等の規定

- ・会派の代表者又は議員から提出された政務活動費交付対象者状況を区長へ通知しなければならない。（条例第6条）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書（写し）を区長へ送付する。（条例第10条第3項）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書及び出納簿を、5年を経過するまで

保存し、閲覧に供しなければならない。(条例第10条第4項)

- ・収支報告書及び出納簿が提出されたときは、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める。(条例第11条)

(2) 区議会事務局の役割

区議会事務局の役割としては、政務活動費の執行における上記議長の役割・権能等に係る事務上の補助執行を行うことと、区長より政務活動費の支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が支出事務を行っているが、特に権能等は有していない。

しかしながら、収支報告書や出納簿のチェック、出納簿と領収書その他証拠書類との付け合せのほか、政務活動費の使途について会派・議員から相談を受けたり、助言することは、政務活動費の適正な執行のために必要な事務と認識している。

(3) 議長の調査権に関する見解

平成17年5月26日名古屋地裁判決によると、「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断に委ねられているといわざるを得ない。したがって会派等が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件条例の使途基準に反するものとは言えないから、法律上の原因を欠くとまではいえない。」と判示している。

このことから、政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられるものと考えるが、平成24年の法改正に伴い、条例第11条に、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨を明記したことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが、収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派・議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

5 領収書その他の証拠書類の取扱について

(1) 証拠書類等の整理・保管に関する規定

会派・議員が、出納簿や領収書その他の証拠書類を提出し、議長は報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(条例第10条)

(2) 証拠書類等の整理・保管に関する見解

議長が領収書その他の証拠書類を5年間整理保管することを規定しているのは、政務活動費の交付に関する文書の保存年限が5年であることと、収支報告書等の区民への閲覧期間が5年であるなど、それらの文書の保存期間と合わせているものである。

また、条例制定時の平成13年第1回区議会定例会における、総務課長や監査委員事務局

長の答弁にある住民監査請求や税務当局からの調査があった場合でも対応できるように、領収書その他の証拠書類について、5年間の整理保管義務を課しているものとする。

(3) 自主改善について

杉並区議会では、条例制定時から、出納簿（平成18年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、平成18年12月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の使途に関しては、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」（平成19年5月1日施行）を制定し、さらに、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、客観性をより担保させるため、政務調査費の「使途基準」をより具体化した詳細な「使途基準細目」を追加し定めることとした。（平成20年4月交付分の政務調査費から適用）

平成21年度以降は、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）」において、継続的に自主的な改善に取り組んでおり、平成22年度には、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ねている。専門委員会の議論等を踏まえ、改めて調査検討委員会で検討を行い、その結果に基づき、規程の一部を改正するなどの改善を図っている。これらについては、政務活動費に制度が改正されて以降も同様に行っているところである。

6 政務活動費の平成27年4月分の状況

(1) 交付状況

平成27年4月分の政務活動費の交付に係る手続きは、条例及び規則に基づき、適正に行っており、別紙「平成27年度4月分政務活動費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

(2) 収支報告状況

平成27年4月分の政務活動費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である平成27年5月30日までに会派の代表者及び議員から提出され、平成27年6月1日より区民の閲覧に供している。

(3) 返還に関する届出

平成27年4月分の政務活動費交付額の残額返還に関する届出は、2議員がその届出に基づいて政務活動費交付額の戻入を行った。平成27年5月以降、さらに当該2議員が平成27年4月分の収支報告を訂正し、区へ返還の手続きを行っている。（別紙「平成26年度 政務活動費 出納閉鎖後の訂正状況」のとおり）

7 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派・議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議の参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動を言い、政務活動費として交付するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、政務活動に要する経費の範囲内で支出されなければならないことは当然のことである。

また、会派・議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があるとともに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識しているところである。

しかし一方で、どのように活動するかは、政務活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられているものである。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものであると考える。

(1) 政務活動費の計上年度について

杉並区議会では政務活動費の計上を現金主義で一律処理しており、交付年度内に実際に支出された経費を対象としている。平成19年12月20日の仙台高裁判決では、青森県弘前市議会においては、条例で当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費であるとの規定があることを踏まえ、政務調査費が交付された年度において発生した経費についてのみ支出が可能とする発生主義を採用しているものと判断しているが、一方、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨条例や規則で規定していないことから、現金主義の支出を認める平成18年11月18日の東京高裁判決がある。

当区議会では条例及び規則等において、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨の規定が存在しないことから、現金主義により処理することとしている。

ただし、交付年度内に実際に支出された経費であればどのような場合でも認めているわけではなく、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、政務活動費が年度を単位として交付されていることから、その支出の範囲を1年分に留めるという考え方を採用している。加えて、支出の範囲が1年以内であっても、支払済みの終期までの間に議員の職を辞す場合には過払い分の返還が必要となることや、また、議員の職に就く前の利用実績分は計上できないことは当然のことであり、その意味でも現金主義の採用によって区に損害が生じることはない。

したがって、支出の範囲が1年以内であれば、会計年度を異にする期間分の計上があっても妥当なものと判断している。

(2) 按分について

区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、政務活動に資するために必

要な経費相当額を区分することを規程第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した政務活動に要する経費細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものである。この政務活動に要する経費細目で定めていない経費については、その必要性和区分する場合の按分割合は、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

そもそも会派・議員の活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。この場合には、個々の活動の実態に即した按分率により判断することが、判例や他議会の動向からみても、最も妥当な方法であると考えられる。

(3) 切手で払った区政報告送料代について

請求人の指摘する無所属区民派が計上した区政報告送料代については、当該会派からも説明がなされているが、政務活動費には計上していない事務費として購入した切手を区政報告の郵送費用に充当し、計上したものである。切手を区政報告の郵送費用に充当した場合でも、現金による支払と同様に扱い、その費用を政務活動費に計上することは、特段問題ないものと考えている。

なお、平成27年度からは、切手を購入する場合は、議員1人当たりの年額上限額を3万円とし、また、1回当たりの購入は100枚を限度とするとしているが、本件は切手そのものの購入ではないため、上限額を大幅に上回る切手代で支払ったことは違法な支出であるとする請求人の主張は当たらない。

また、平成23年2月の平成21年度政務調査費に関する監査結果では、政務調査費で図書券を購入することは不適切であるが、図書券で図書を購入し、その費用を政務調査費に計上するのは特に問題ないと判断している。

したがって、請求人が指摘する区政報告送料代については、「政務活動に要する経費・同細目」等に則して領収書が提出され、適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

(4) 人件費について

平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、平成21年度に調査検討委員会で検討した。その結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自体が困難であり、補助する活動内容で分類することが合理的という結論に達し、使途基準細目を改正した。そこで、平成22年4月からは、議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額5万円を上限として勤務実績に応じた額を経費とすることとした。

なお、議員の政務活動の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに

議会活動に反映・寄与しない場合や政務活動に要する経費等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱していると認められる場合を除いた活動の補助業務であれば、政務活動の補助に当たると判断している。勤務内容については、政務活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止する必要もあるため、区政との関連性が類推できる内容であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の自律的判断に委ねている。

なお、本件の人件費について、年度をまたぎ支出しているとの請求人の指摘は、「(1) 政務活動費の計上年度について」で述べたとおり、政務活動費の計上は交付年度内に実際に支出された経費を対象としていることから、妥当なものと判断している。

また、請求人が指摘する補助職員の勤務内容については、無所属区民派から、「データの処理」の具体的な内容の説明及び「データの処理」以外の政務活動の補助業務が含まれているとのことから、さらにその内容の説明もなされており、それらの勤務内容について、政務活動の補助に当たると判断できる。

したがって、請求人が指摘する無所属区民派が計上した人件費については、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(5) ホームページについて

ホームページは、会派・議員が区民に対して活動内容などを報告するのに、非常に有効な広報手段の一つである。

ブログやツイッター等、リアルタイムな情報提供ツールの普及により、会派・議員の公式サイトは、情報のデータベース的な役割が主たるものとなっている傾向にある。また、情報を提供する媒体を常時設ける必要があることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務活動費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。政務活動に要する経費細目では、「ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する」と規定しており、会派・議員の自律的な判断に基づき、実態に即して適切に按分されていれば、不適切とする理由はない。

なお、本件のホームページ維持管理費の領収書に期限の記入がないとの請求人の指摘について、横田議員からは、平成26年5月から平成27年4月分の維持管理費とリニューアルに要した費用との説明がなされており、会計年度を異にする期間分の計上については、「(1) 政務活動費の計上年度について」で述べたとおり、支出の範囲が1年以内であれば、妥当なものと判断している。

また、ブログの内容が区議選に関係する記事が多いとの請求人の指摘についても、横田議員からは、ブログはホームページの一部であり、ページ構成等を踏まえて按分しているとの説明がなされている。

したがって、請求人が指摘する横田議員が計上したホームページ維持管理費については、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

8 平成28年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用の確保について、これまでも不断の見直しに努めてきたが、平成26年度には、他自治体議会議員による不正支出（計上）の発覚などに端を発し、この制度に対する信頼は大きく揺らいだところである。当区においても、監査委員や区長から議長に対して区民の納得と信頼が得られる制度の確立を求める要望が出され、以前にも増して、議員の自律と説明責任が求められていることから、議員一人ひとりの意識も変えていく必要があるものと考えている。

そこで、政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、平成27年度の調査検討委員会等において、規程を一部改正し、ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合は経費の2分の1を上限とし、ただし、議員一人当たり月額5千円を限度とすることとした。さらに、自宅兼用事務所光熱水費については、自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は、計上できないものとするを改めた。

また、書籍や備品について、特に区民に疑義が生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項として、会派・議員から説明を求めることとしたところである。

なお、交付額を超えた収支報告書について、平成27年度から交付額の範囲内での収支報告に努めるものとする運用を改めたところであるが、平成28年度からは交付額の範囲内で収支報告するものとするを改めた。

今後も、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととしている。

28 杉並 第 17363 号
平成 28 年 6 月 23 日

杉並区監査委員
上原 和義 様
同
岩崎 英司 様

杉並区長 田中 良

平成 27 年 4 月分政務活動費に関する住民監査請求に基づく監査の実施
に伴う抗弁書の提出について

平成 28 年 6 月 17 日付け 28 杉監査第 144 号により通知のあった標記
の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務活動費の制度制定の経緯

(1) 地方公共団体は、政務調査費（現在の政務活動費）が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。

(2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）が制定された。

(3) 平成 24 年 9 月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務調査費から政務活動費へと制度を改正した。

2 政務活動費の交付及び返還等に関する手続について

政務活動費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務活動費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

(1) 政務活動費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届ける。

ア 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長(議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長)に届け出なければならない。(会派に係る政務活動費の交付に関する届)

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。(条例第5条第1項及び第2項)(杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第1号様式)

イ 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。(議員に係る政務活動費の交付に関する届)

議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。(条例第5条第3項)(規則第2号様式)

(2)議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知(政務活動費交付対象者状況通知書)する。(条例第6条第1項)(規則第3号様式)

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知(政務活動費交付対象者変更通知書)する。(条例第6条第2項)(規則第4号様式)

(3)区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知(政務活動費交付決定通知書)する。(条例第7条)(規則第5号様式)

(4)会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日にあたるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求する。(条例第8条第1項)

(5)区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。(条例第8条第2項)

(6)会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。(条例第8条第4項及び第6項)

(7) 区長は、政務活動費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(条例第 9 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。(政務活動費返還命令書)(条例第 12 条)(規則第 8 号様式)

(8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)

3 政務活動費の適正化に向けた取り組み

(1) これまでの取り組み

区議会内において、「議会改革検討調査部会」や「政務活動費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)(現在の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程)を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務活動費の「使途基準細目(現在の政務活動に要する経費細目)」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めた。

また、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会(現在の杉並区議会政務活動費調査検討委員会)」を設置し、その検討過程のなかで、政務活動費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会(現在の杉並区議会政務活動費専門委員会)」を平成 22 年 5 月設置した。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討した結果、平成 23 年から毎年、政務活動に要する経費細目について一部改正した。この間、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図ってきた。

これまでの政務調査費に関する措置請求書に対して、監査委員から、議員自身による自律的な点検の励行や区議会の自立的なチェック機能の強化を図り、区民の信頼が得られる制度として確立されるよう意見・要望が出されてきた。これに加え、平成 26 年度は、他自治体議会の不祥事などに端を発し、政務活動費に対する世論の厳しい目が注がれ、今まで以上に適正な制度運用が求められた。このような厳しい状況の中で、区としても強い危機感を持ち、平成 26 年 10 月 14 日、区長から区議会議長に対し、政務活動費の今まで以上に適正な制度運用を求める申し入れを行った。

これに対し、区議会では、政務活動費調査検討委員会を4回・政務活動費専門委員会を3回開催し、検討を重ねた結果、平成 27 年2月6日、区議会議長は区長に対し、「平成26年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるとの通知があった。

(2) 平成27年度の取り組み

区議会では、平成 27 年5月に「政務活動費の支出に関する事務処理について」を全面改訂し、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととした。

平成 27 年度に提出された平成 25 年度の政務活動費に関する措置請求書の結果について、監査委員から、区議会においては、今後、改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待するとの意見・要望が出された。

このため、区議会では、政務活動費調査検討委員会を7回・政務活動費専門委員会を3回開催し、検討を重ね、平成 28 年 2 月 1 日に、「平成 27 年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、平成 28 年4月から規程を改正し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めている。

4 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査

し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、条例第 11 条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものと考えている。

平成 27 年度の議会の取り組みとして、前年度に続き、政務活動費調査検討委員会及び政務活動費専門委員会の審議を重ね、改善を図るなど評価するものであるが、引き続き、適正な運用が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取り組みを後押ししていく。

杉並区監査委員
上原 和義 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 井口 かづ子

政務活動費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 28 年 5 月 13 日付 28 杉監査第 86 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した。

平成 27 年度 4 月分における、請求人が指摘している項目及び会派・議員別に個々に指摘している政務活動費の支出が、条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

会派又は議員が行う政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 27 年度の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、領収書の記載内容だけでは政務活動との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該会派・議員に確認し、政務活動との関連を補う説明処理等を進める。

3 今回の措置請求に対する議長の見解

区議会では、政務活動費（旧政務調査費）の使途に関しては、平成 19 年 5 月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、適正な執行の確保に努めてきたが、その後、平成 21 年度には、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において、さらに翌 22 年度には、学識経験者等第三者で構成される「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置し、使途に関する事項を中心に、毎年継続的に自主的な改善に取り組んでいる。

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられ

ていると考えている。今回は、平成 27 年 4 月度分の政務活動費であり、その当時の基準により、会派・議員が、それぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識しているところである。

昨年度の調査検討委員会においては、平成 27 年度の「平成 25 年度政務活動費に関する監査結果」における意見・要望を踏まえ、ガソリン代や自宅兼用事務所光熱水費等、政務活動に要する経費細目等の見直しを行った。

先述したとおり、政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の用途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことが、今後より一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める所存である。

4 個別事項についての会派・議員からの説明

1. 無所属区民派

1. 区政報告送料について

切手の購入は、無所属区民派の政務活動にかかる財政（事務費）を使い購入している。政務活動費は地方自治法 100 条の規定する「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されていることから、区政報告郵送代を計上したものであって、切手代を計上したものではない。

そもそも政務活動費が切手代について上限を設けた理由のひとつに、購入した「切手」が購入後に金券ショップで転売した等の不正がないようにするためと考えるところである。

2. 支払った人件費について

① 前年度(2014 年度)、2015 年度に支出の人件費が「年度をまたぎ支出していることが、政務活動費条例の用途に違反する」点について

人件費の支払いは、指摘の年度の以前は、月末締め、月末払いとしてきたところ末日の負担が過大であるため、25 日締め月末払いに変更した。非常勤とはいえ、連続して雇用することが求められるため、請求人の指摘は当たらないと考える。「年度をまたぐ」ことは、例えば事務所の光熱水費等もそうであることから、人件費も請求人の指摘は当たらない。

ご指摘から疑義が生ずることは本意ではないことから、以後月末締め・月末払いに戻すことにする。

② 「データの処理」について、寄せられる相談の転記、区政報告の送付先の住所変更等の連絡があった場合のデータ処理が主な内容となる。ただ、「データの処理」のみと記した点では誤りもあり「事務所で電話受付相談」や、区政報告発送作業など

もあることから、データ処理「等」とすべきであると考え。以後、正確に記すことにする。

2. 横田政直議員

広聴広報費

ホームページの維持管理費について

ホームページは、プロフィール、基本理念、お問い合わせ、活動ブログで構成されています。ブログはその一部分であり、ページ構成等を考え、80%に按分しました。

平成26年5月～平成27年4月分の維持管理費とホームページをより見やすいものにするためのリニューアルに要した費用の清算額191,000円を80%按分し、さらに、交付額の範囲内の計上とするため、151,454円を計上しています。

資 料

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正 平成14年6月21日条例第31号 平成15年4月30日条例第19号
平成18年12月11日条例第44号 平成20年10月14日条例第28号
平成25年2月20日条例第1号
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年1号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(会派に係る政務活動費)

第3条 会派に係る政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなけ

ればならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の返還)

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例(昭和39年杉並区条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成14年6月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第44号)

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第1号)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 (会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加(会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。)に要する経費 (参加費・会費、宿泊費、交通費)
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費)
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

	(印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費) 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

備考 括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例1号〕

様式(省略)

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

平成25年 2月20日規則第 2号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則 2号〕

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年 2号〕

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月20日規則第 2号）

1 この規則は、平成25年 3月 1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年3月30日
議長訓令甲第1号

改正 平成20年4月1日議長訓令甲第2号 平成22年4月1日議長訓令甲第2号
 平成23年3月31日議長訓令甲第1号 平成24年3月30日議長訓令甲第1号
 平成25年2月28日議長訓令甲第1号 平成26年3月31日議長訓令甲第1号
 〔題名改正〕
 平成27年3月31日議長訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲1号〕

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
 - (2) 政党活動に関する経費
 - (3) 後援会活動に関する経費
 - (4) 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費
 - (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
 - (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
 - (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
 - (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
 - (9) その他政務活動の目的に合致しない経費
- 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうち政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
 - (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
 - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
 - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則（平成20年4月1日議長訓令甲第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議長訓令甲第1号）

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする） ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○懇親会費の計上はできないものとする ○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする

	<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に 参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日 時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添 付する 						
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領 収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする (ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする) ○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する ○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超 えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする ○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する 						
要請陳情等活 動費	○細目なし						
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、 領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する						
資料作成費	○細目なし						
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とす る ○所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする ○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではな く、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う 						
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し 管理する ○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法(昭和40年法律第33号)上の 減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合 のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当で きる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そ のポイント相当額を控除して支出する ○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超 えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする ○はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはで きない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする ○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信 費については、実態に則して按分する ○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">固定電話(事務所専用)</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">固定電話(事務所自宅兼用FAX あり)</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">固定電話(事務所自宅兼用FAX なし)</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">1/4</td> </tr> </table> ○政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その 	固定電話(事務所専用)	1/2	固定電話(事務所自宅兼用FAX あり)	1/2	固定電話(事務所自宅兼用FAX なし)	1/4
固定電話(事務所専用)	1/2						
固定電話(事務所自宅兼用FAX あり)	1/2						
固定電話(事務所自宅兼用FAX なし)	1/4						

	番号を議長に届け出るものとする ○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする																	
事務所費	○事務所賃借料について <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">賃借</td> <td style="text-align: center;">事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自宅兼用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) ×1/2</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> ○事務所光熱水費について <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">自己所有</td> <td colspan="2">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">賃借</td> <td style="text-align: center;">事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自宅兼用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2</td> </tr> </table>		自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) ×1/2	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2
自己所有	計上できない																	
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする																
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) ×1/2																
自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2																	
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする																
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2																
人件費	○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする																	

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号〕

様式(省略)

政務活動費の支出に関する事務処理について

(平成 27 年度版)

平成 27 年 5 月
杉並区議会事務局

平成27年度の取組

(自律的なチェック機能の充実と強化)

1. 収支報告書に対する三者間でのチェック体制の強化

議員間・事務局内の政務活動費に関する考え方の意思統一を図り、収支報告書の提出にあたっては、議員交付であっても会派内でのチェック機能を発揮していくとともに、一定の期間内での事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導を、効率的にバランスよく行います。

2. 収支報告書の点検サイクルの充実・強化

平成27年度より、事務処理の手引書に沿った適正な執行を確保するため、収支報告書等関係書類の点検を四半期ごとに行います。

3. 全議員を対象とした事務説明会の開催

改選にあたる平成27年度は、政務活動費制度の趣旨や内容等に関する共通理解を図るため、全議員（特に新人議員）を対象に説明会を実施し、使途基準の改正点や支出にあたっての留意事項の説明を行います。

4. 検討・調査組織による継続的な検証と見直し

政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保、公平性や客観性の担保のため、議員による調査検討委員会、第三者による専門委員会を定期的を開催し、不断の検証と見直しに取り組みます。

《 目 次 》

平成27年度の取組（自律的なチェック機能の充実と強化）

I 基本編

1 政務活動費支出の基本的考え方	1
2 政務活動費とは	2
3 政務活動費を充てることのできる経費の範囲	3
4 政務活動費として支出できない経費	4

II 手続編

1 各支出項目の細目・留意事項	5
2 提出書類	27
3 各種様式・記載例	43

III 資料編

1 例規関係（抜粋）	53
2 過去（政務調査費）の判例	53
3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	53

会派・議員の皆さまへのお願い

I 基本編

1 政務活動費支出の基本的考え方

(1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

(2) 按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

(3) 透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）より抜粋）

2 政務活動費とは

地方自治法 第100条

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めることにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

凡 例

自治法：地方自治法

条 例：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

規 則：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

規 程：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

3 政務活動費を充てることができる経費の範囲

(条例第9条「別表」より)

調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

研修費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費
- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費
- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

会議費

- 1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費
- 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

事務費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

事務所費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

人件費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

4 政務活動費として支出できない経費（規程第2条）

- 1 選挙活動に関する経費
- 2 政党活動に関する経費
- 3 後援会活動に関する経費
- 4 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- 5 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- 6 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 7 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- 8 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- 9 その他政務活動の目的に合致しない経費

政務活動に要する経費と上記1～9の経費が混在する場合は、それぞれに相当する部分を区分する必要があります。困難である場合は、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければなりません。（按分の原則）

II 手続編

1 各支出項目の細目・留意事項

★支出計上にあたって特に留意する必要がある事項 . . . 6

調査研究費	7
研 修 費	10
広聴広報費	12
要請陳情等活動費	15
会 議 費	16
資料作成費	17
資料購入費	18
事 務 費	19
事務所費	23
人 件 費	25

支出計上にあたって特に留意する必要がある事項

次に掲げる各支出経費について計上する場合には、誤解を招かないよう特に説明をする必要があります。

交通費	公共交通機関	一般的に合理的でない経路による場合
	タクシー代	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 頻繁に利用する場合 区外を目的地とする利用 高額な利用の場合 ⇒可能な限り他の公共交通機関を利用します。
	ガソリン代	ひと月当たりの給油頻度が高い場合 ゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその前後に給油する場合
	有料駐車場	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 区外での利用の場合
郵送料		切手・官製はがきの頻繁な購入 切手・官製はがきの大量購入 郵便区内特別郵便制度（割引・別納）を使用しない場合 年度末の購入 ⇒切手・官製はがきの購入には、上限額、上限枚数の設定があります。（ただし、官製はがきは事務費として計上する場合のみ） ⇒原則、年度内で使用します。
備品・消耗品購入		年度末の購入・まとめ買い 毎年わたるPC関連品の購入 高い按分割合の設定（1/2を超えるなど）
事務所賃料		按分割合の合理性 ⇒事務所としての表示（看板・表札）が必要です。 ⇒自宅兼用の場合に添付する図面は、事務所としての使用部分や面積が明確に分かるようにします。

調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

【支出の参考例】 調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 月極駐車場代の支出割合の上限は1／2とする。
- ガソリン代の支出割合の上限は1／2とする。
(ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする。)
- スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる。
- タクシー利用額の上限は年額240,000円とする。
(ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する。)

◆支出にあたっての留意事項

【月極駐車場代】

「賃貸借契約書」の写しを添付します。

【ガソリン代】

ひと月あたりの給油頻度が多い場合、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始及びその前後に計上する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

【交通費の実費】

- 宿泊を伴う、或いは航空券・JR指定席券及び乗車券を購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受けます。
- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や、視察先等において利用当日別途必要となった交通費（JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代）については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に、「政務活動交通費記録簿」に記載します。

（１）公共交通機関

- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細（履歴）」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間（出張先）や目的（出張内容）等を備考欄等に補記します。
- 一般的に合理的でない経路の場合は、誤解を招かないよう特に説明が必要です。

（２）タクシー代

- 「政務活動交通費記録簿」裏面に「領収書」を貼付します。（別紙あるいは領収書等貼付用紙の利用も可）
- 夜間から深夜の利用、区外を目的地とする利用、頻繁な利用、高額な利用の場合は誤解を招かないよう説明が必要です。
- 可能な限り、他の公共交通機関を利用するものとします。

（３）駐車（駐輪）料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」を記載します。利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、区外での利用の場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

(4) 有料道路料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」「利用区間」を記載します。

【視察報告】

宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの視察・研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。

- 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照
- 「政務活動交通費記録簿」の記載については、36ページ参照
- 「政務活動視察報告書」の記載については、38ページ参照

研 修 費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

【支出の参考例】 会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費

- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

【支出の参考例】 参加費・会費、宿泊費、交通費

政務活動に要する経費細目

- 懇親会費の計上はできないものとする。
- 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする。
- 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする。
- 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する。

◆支出にあたっての留意事項

【研修会・講演会等への参加費】

参加の主たる目的が政務活動の場合のみ支出でき、政党活動や後援会活動が含まれる場合は按分が必要です。他の参加者との情報交換が有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。

【講師謝礼金】

適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

【研修受講報告】

宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。

○「政務活動視察報告書」の記載については、38ページ参照

【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

＜ 参 考 ＞

公共政策大学院等に係る授業料については、平成27年4月1日より計上できない取扱いとなりました。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費

〔支出の参考例〕 資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、
文書通信費

- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

〔支出の参考例〕 印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する。
- 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）。
- 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する

◆支出にあたっての留意事項

【区政に関わる諸団体が主催する会合】

区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象とします（ただし、議員自らが所属している団体を除きます）。案内状または招待状を添付します。

【区政報告書などの印刷経費】

- 区政報告書などの印刷物原本を添付します。封筒を印刷した場合は、封筒も提出します。（４０ページを参照）
- 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。（紙面に占める割合での按分が合理的です。当該号発行に要する全ての経費が按分の対象です。）

【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

【郵送費】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に１００通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、日常の通信用に使用する切手も含めて（項目を問わず）、年額で３０，０００円を上限とし、１回当たりの購入は１００枚を限度とします。
- 官製はがきの利用については、大量に購入する場合には、誤解を招かないよう説明が必要です。（報告会の通知や返信用はがきとして利用する場合には「見本」を添付するなど。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

【ホームページの運用管理経費】

サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は、按分が必要となりますが、合理的な按分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、３３ページ参照

要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目
○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

【資料印刷経費・郵送費】

広聴広報費の項を参照（１３ページ）

会 議 費

1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費

2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

【支出の参考例】 参加費・会費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する。

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

【資料印刷経費、郵送費、会場借上げ経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

【支出の参考例】 印刷・製本費、原稿料

政務活動に要する経費細目
○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【資料印刷経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

〔支出の参考例〕 書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、
有料データベース利用料

政務活動に要する経費細目

- 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする。
- 所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする。
- 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取り扱う。

◆支出にあたっての留意事項

【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

タイトル、資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」「何月分」等を記載します。

【定期購読】

1年を超える購読料は支出できません。

事 務 費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

〔支出の参考例〕 事務用品・備品購入費、事務機器等借上げ費、
インターネット接続料、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する。
- 備品購入費については、実態に則して按分する。なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする。また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする。
- ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に則して按分する。
- 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする。

固定電話（事務所専用）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1 / 4

- 政務活動に使用する電話・FAX については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする。
- 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする。

【備品台帳】

各自で作成し、管理します。様式は自由ですが、「見本」を参照して作成し、区民の誤解を招かないよう適正な購入・管理を行う観点から、備品台帳の写しを議長に提出します。

○「備品台帳」の作成については、41ページ参照

【実態に即した按分】

備品や事務用品の物品の購入に当たり、実態に即して按分する場合には、合理的な説明が必要です。

また、50,000円未満の物品についても、十分配慮する必要があります。

【所得税法上の耐用年数】

所得税法で定める主な器具・備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

事務机・事務椅子・キャビネット	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
ラジオ・テレビジョン・テープレコーダーその他の音響機器		5年
パソコン	サーバー用のものを除く	4年
	その他の電子計算機	5年
複写機、計算機（電子計算機を除く）		
電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備、（携帯電話機）	6年
	上記以外の電話設備その他の通信機器	10年
カメラ（デジタルカメラ）		5年

【備品管理上の諸注意】

- 購入から任期满了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意する必要があります。
- 耐用年数内に再度備品を購入する場合は、合理的な説明が必要です。
- 任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えます。

【ポイント制度を導入する小売店（家電量販店等）での購入】

購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して計上します。また、貯めておいたポイントを使用して物品等を購入した場合は、当該ポイントを現金による支払と同様に扱い、政務活動費として計上可能とします。

【郵送費（切手・官製はがき）】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に100通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、区政報告書等に要するものも含めて（項目を問わず）、年額で30,000円を上限とし、1回当たりの購入は100枚を限度とします。
- 官製はがきの購入については、事務費として計上する場合は、年額で30,000円を上限とするとともに、1回当たりの購入も100枚を限度とします。（官製はがきの購入については、広聴広報費と取扱いが異なることに注意。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

広聴広報費の項を参照（13ページ）

【携帯電話・スマートフォン等の料金】

- 使用実態に即して按分します。
- 月々の料金に携帯電話・スマートフォン本体の分割払い料金が含まれている場合がありますが、分割購入の場合も本体価格が50,000円以上であれば、備品台帳を作成する必要があります。

【事務用品等購入にあたっての留意点】

事務用品、備品購入費支出の際、年度末の購入（特にまとめ買い）、毎年
にわたる購入、適切なサイクルによらない購入、按分割合が高い計上の場
合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

○ 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

事 務 所 費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

[支出の参考例] 事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料

政務活動に要する経費細目

○ 事務所賃借料について

自己所有		計上できない
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする。
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする。 なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする。 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2

※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう。

※ 個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は、月額50,000円とする

○ 事務所光熱水費について

自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする。 なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする。 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2	
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする。
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする。 なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする。 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2

◆支出にあたっての留意事項

[事務所の賃料]

「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。

【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

○ 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとします。

また、「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

【事務所費支出の要件】

○ 事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等を有していることが必要です。

○ 事務所の賃料等を計上する場合は、「事務所の要件を具備していることを証明する書類」が必要です。具体的には、「賃貸借契約書の写し」、「事務所の図面及び写真等」の添付が必要です。（41ページ参照）

○ 特に、自宅が賃貸物件で、事務所を兼用する場合は、事務所としての使用部分や面積（按分の根拠）が明確に分かるようにします。

○ 自身が代表を務める会社事務所の一部、または自己所有の自宅の一部を事務所として使用する場合に光熱水費を計上する場合も、「事務所の図面及び写真等」の添付が必要です。（41ページ参照）

○ 議員の親族が経営する会社・店舗等の一部を事務所として賃貸する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

人 件 費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

【支出の参考例】 賃金、社会保険料、交通費

政務活動に要する経費細目

- 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない
- 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

◆支出にあたっての留意事項

【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

事務所費の項を参照（24ページ）

【議員活動全般を補助する職員】

- 按分が必要です。支出割合の上限は1/2です。
- 計上に際しては、「雇用契約書の写し」を添付する必要があります。

【政務活動のみを補助する職員】

- 基本的に按分は不要ですが、例えば、区政報告やホームページに関連する業務に従事した場合など、印刷製本費など他の経費において按分を行っている場合には、当該按分率を適用します。
- 計上できる月額の上限は50,000円です。

- 計上に際しては、補助する「職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類を提出します。

【定期的な勤務の補助職員】

例えば、毎週月～金曜日・午前9時～午後3時の勤務のように、勤務日数が定期的な場合は、政務活動のみの補助とは捉えられない可能性が高いことから、誤解を招かないよう説明をする、または「議員活動全般を補助する職員」として按分するなどの取扱いが必要です。

- 「勤務の実情を証明する書類」の作成については、42ページ参照

2 提出書類

<収支報告及び領収書その他の証拠書類の取扱い>

収支報告について	29
提出書類について	29
1 政務活動費収支報告書	30
2 政務活動費出納簿	31
3 領収書及び領収書等貼付用紙	33
4 政務活動交通費記録簿	36
5 その他添付書類	38
収支報告書等の保存及び閲覧について	42

収支報告について

会派の代表者、議員は、前年度分の「政務活動費収支報告書」に、政務活動の収支を表す「出納簿」及び「領収書その他の証拠書類」を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければなりません。

(条例第10条第1項)

提出書類について (作成方法等詳細は次ページ以降を参照)

I 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)

II 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)

III 「領収書その他の証拠書類」

(「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)に貼付または別紙添付)

なお、次の経費を計上する(支出した)場合は、それぞれ以下の書類を提出します。

① 交通費 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)

② 宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える
日帰りの調査・研修会等の経費

. . . . 「政務活動視察報告書」(規程第3号様式)

③ 広報紙発行に要する経費 . . . 作成した「広報紙」等

④ 備品の購入 . . . 「備品台帳の写し」

⑤ 事務所の賃借料等 . . 「事務所の要件を具備していることを証明
する書類」

⑥ 補助職員の賃金等 . . 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する
書類」

1 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)

- 原本を提出します。写しは5年間保存します。
(平成27年度分は平成33年4月30日が過ぎるまで保存)
- 平成28年5月1日から閲覧に供するとともに、7月を目途に区議会ホームページに掲載します。

① 日付

議長(事務局)への提出日を記載します。

② 議員名

政務活動費を会派で受けている場合には「会派名」「代表者氏名」を、議員個人で受けている場合は「議員名」を記載します。

③ 備考欄

項目ごとに「主な支出内容」を記載します。

④ 支出額の合計

交付額を超過して支出額を計上する場合は、常識の範囲内で行うものとしてきたが、平成27年度からは、事務の効率化を図る観点から、交付額の範囲内で収支報告するよう努めるものとします。

※「政務活動費収支報告書」の記載例については、45ページ参照

2 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)

- 原本を提出します。写しは5年間保存します。
(平成27年度分は平成33年4月30日が過ぎるまで保存)
- 平成28年5月1日から、政務活動費収支報告書とともに閲覧に供します。

① 日付

領収書の日付、口座振替など、入出金のあった日を記載します。ただし、調査研究費などひと月にまとめた交通費は、月の末日に計上します。

② 摘要

支出内容・按分率等を記載します。主な記載例は次のとおりです。

物品購入	事務用品代(上質紙、プリンタインク) 1/2
資料購入	資料代(〇〇区△△に関する資料)
書籍購入	書籍代(〇〇題名、外3冊)
雑誌購入	雑誌代(月刊●● 〇月〇日号)
備品リース	コピー機リース料(〇月分) 1/2
補助職員賃金	政務活動補助職員賃金(〇月分 氏名)
区政報告発行経費	区政報告印刷代(〇月〇日発行号) 4/5
	区政報告郵送料金(〇月〇日発行号) 4/5
光熱水費	事務所電気料(〇月分) 1/4
電話料金	事務所電話料(〇月分、FAXあり) 1/2
講師謝礼	講師謝礼(〇〇に関する勉強会)
研修等参加費	研修会参加費(〇〇に関する研修)
交通費	交通費(〇月分)
駐車料金	駐車料(区民相談)
有料道路通行料	高速料金(東京—〇〇/〇〇市立施設視察)
地方視察経費	宿泊費(〇〇市視察)

※年に複数回支払う場合は、(〇月分)(〇月〇日発行分)等と明確に記載します。

③ 項 目

当該経費について、該当する「項目」（条例第9条別表に掲げる）を記載します。「項目」それぞれの金額の合計が、収支報告書の「支出」欄に記載されることになります。

④ 整理番号

出納簿の記載順（昇順）に、機械的に番号をふります。「月単位」「年間を通して」、どちらでも構いません。整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書等、関係書類にも必ず記載し、相互に照らし合わせることができるようになります。

⑤ 受・払・残

「受」は政務活動費の振込金額（年4回または5回）を、「払」は支出金額を、「残」は支出金額を控除した残額を記載します。

※参考 平成27年度政務活動費振込日 (予定)	4月分	4月10日(金)
	5～6月分	5月29日(金)
	7～9月分	7月10日(金)
	10～12月分	10月9日(金)
	1～3月分	1月8日(金)

※「政務活動費出納簿」の記載例については、46・47ページ参照

3 「領収書」及び「領収書等貼付用紙」

「領収書その他の証拠書類」は、領収書等貼付用紙にそれぞれ貼付します。
(規程第3条第1項)

(1) 「領収書」について

- 領収書(レシート)は、必ず原本を添付します。サイズが大きい領収書(レシート)であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- レジスター等の機器で印字された領収書(レシート)については、「発行者」「金額」「日付」「取引内容」が明記されていることが必要です。
- 印刷・印字が劣化する恐れがある場合は、コピーを取り、原本とともに添付しておくか、または「発行者」「金額」「日付」「取引内容」等を、領収書等貼付用紙の備考欄に補記します。

① 「宛名」について

- 原則として、議員本人名義以外の領収書は無効です。
- 自宅や自身が経営する会社の一部を議員事務所として使用しているときの光熱水費や通信費など、各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、「領収書原本」「宛名が配偶者や会社名義であることの説明」「配偶者・会社が発行する証明書」の3点をもって、例外的な取扱いができることとします。
- 手書き領収書の場合は「宛名」の記載が必要です(「上様」は不可)。
- レジスター等の機器で印字された領収書(レシート)で、金額が5万円以上の場合は、改めて宛名を明記した領収書の発行を求めるか、宛名欄があれば宛名の記載を求めます。5万円未満であっても、一般的な領収書の形式を取っているものについては、「宛名」を記入

してもらいます。

② 「領収書」以外の証拠書類での代用

光熱水費・電話料金など、口座振替・クレジットカード払いとしている場合であっても、原則として、領収書の原本の提出が必要ですが、紛失等やむをえない事情があると認められる場合（特に、インターネット接続料は、領収書が発行されないケースがあります。）次のように取り扱います。

- 口座振替による支払いの場合は、振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- クレジット会社が発行する利用明細書、及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- 当該通帳原本は、5年間保存します。

(2) 「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)

① 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせるようにします。複数の領収書を貼付する場合は、該当する全ての整理番号を記載します（枠外でもかまわない）。

② 領収書等貼付欄

- 領収書を複数枚貼付する場合は、他の領収書と重なったり、備考欄の記載事項が隠れないようにします。
- サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- サイズが大きい証拠書類等は、別紙添付とし、領収書等貼付用紙に

は、「別紙のとおり」「支出の明細は別紙のとおり」など貼付欄に記載します。

③ 備考欄

出納簿に「支出内容」を書ききれない場合や、以下のような特別の説明を必要とする場合に記載します。なお、説明資料がある場合は「別紙」として提出します。

ア 領収書の金額と出納簿記載の金額が異なる場合、説明を記載します。

- 複数購入したもののうち、一部を計上する場合
(事務用品・書籍購入などの場合に、計上する品目を特定するなど)
- 按分により計上する場合
(光熱水費・賃料・備品購入の按分率・計算式等を記載するなど)
- 発生ポイント分を控除して計上する場合
(家電量販店等の購入において、値引き相当額を明示するなど)

イ 領収書、出納簿の記載内容では購入等した品目を確認できない場合、品名や内訳などを記載します。

ウ 政務活動との関連性がわかりにくい場合、必要性など、適正な支出であることを示すため、以下のような説明を記載します。

- 講師謝礼について、目的や内容、区政との関連性などを記載する。
- 施設の入場料・観覧料など、視察目的等を記載する。
- 備品購入に際して、利用目的や按分の考え方などを記載する。
- 郵送料の支出に関して、何をいつ何部郵送したかなど具体的に記載する。
- ホームページの更新料について、URLや更新の目的、更新した内容などの説明を記載する。

※「領収書等貼付用紙」の記載例については、48ページ参照

4 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)

政務活動のため交通機関を利用して出張する場合は、「政務活動交通費記録簿」を作成します。(規程第3条第2項)

① 全般的事項

- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や視察先において別途必要となった交通費（JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代）については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に記載します。
- 調査研究費、研修費など、項目別に作成し、出納簿には、月末の日付で「交通費（○月分）」とその月の合計額を記載します。
- タクシーや鉄道・バスで、領収書（レシート）が発行される場合は、「政務活動交通費記録簿」の裏面（または別紙）に貼付します。
- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細（履歴）」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間（出張先）や目的（出張内容）等を備考欄等に補記します。

※「利用明細（履歴）」に関する注意事項

① スイカについて

履歴の印字は直近の利用分最大50件まで印字可能ですが、1日の利用件数が21回以上の場合、一部印字できない場合があります。また、一度印字された履歴は再印字できず、利用から26週間を超えた履歴は印字できません。

② パスモについて

履歴の印字は直近の利用分、最大20件まで印字可能です。ただし、一部の鉄道事業者では100件まで印字可能な事業者があります。

③ スイカ・パスモ共通

バスを利用した場合は、バスの事業者名しか印字されません。

- 宿泊を伴う視察・研修で、航空券・JR指定席券及び乗車券を（事前に）購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受け、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。
- ガソリン代、有料道路通行代、駐車・駐輪料金については、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。

② 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようになります。複数ページにわたるときは、枝番を付けるなど工夫して記載します。

③ 日

当該交通機関を利用した日を記載します。

④ 出張先

施設の名称など行き先を具体的に記載します。ただし、相談等で個人宅が行き先の場合は、区民宅（地名・町名）である旨記載します。

⑤ 利用交通機関

「鉄道」「バス」「タクシー」に区分して記載します。

⑥ 経路

- 出発駅—到着駅を記入し、往復であればその旨を記載します。なお、タクシーの場合は、地名・町名・施設の名称などを記載します。
- タクシー、鉄道・バスで、領収書が発行された場合は、領収書ごとに経路を区切って記載します。

⑦ 備考欄

出張内容・目的を記入します。また、一般的に合理的でない経路の場合に、その経路とした理由など、交通費計上に関して説明等があれば記載します。

※「政務活動交通費記録簿」の記載例については、49ページ参照

5 「その他添付書類」

次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、政務活動費収支報告書に添えて提出します。(規程第4条)

(1) 「政務活動視察報告書」(第1号・規程第3号様式)

宿泊を伴うか、または、往復の交通費が1万円を超える日帰りの視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を作成し提出します。

① 全般的事項

- 別途報告書類を作成する場合は、「政務活動視察報告書」を表紙にし、作成した書類を添付します。報告書の概要欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。
- 複数の議員による視察等で、連名で報告書を提出する場合も、それぞれ参加した議員に提出していただく必要があります。この際、代表者1名は通常どおり「政務活動視察報告書」を記載し、添付報告

書類、資料等を提出します。その他の議員については、「政務活動視察報告書」については通常どおり作成の上、概要欄に「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載します。資料等の添付は不要です。

- 会派で政務活動費を受け取っている場合は、会派名で提出します。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会や講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、「研修会・講演会等の名称」「開催日時・会場名」「設置主体・主催者」「概要」などを記載します。また、可能な限り「資料」「レジュメ」を添付します。
- 平成28年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに、添付資料も含め閲覧に供します。

② 会派・議員名

政務活動費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「個人名」を記載します。

③ 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。当該調査研究、研修会・講演会等に計上した全ての整理番号を記載します。

④ 実施日

調査研究を実施した期間、研修会等に参加した日付等を記載します。

⑤ 参加者氏名

参加した者（議員）の氏名を記載します。

⑥ 視察先

「訪問先の施設名（研修会場）・担当部署」等と、「道府県名・市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

何を調べる（学ぶ）ために訪問（出張）したのか、簡潔に記載します。

⑧ 行 程

往復の経路について、利用交通機関や区間等を記載します。

⑨ 概 要

政務活動による調査研究（研修受講）であることがわかるよう、区政との関連性など記載するとともに、視察先で入手した資料の写し、レジュメなど内容がわかる資料があれば添付します。

※「政務活動視察報告書」の作成については、50ページ参照

(2) 「広報紙」(第2号)

- 区政報告など、広報紙の作成に要する経費を計上する場合は、当該広報紙を提出する。封筒、同封するはがき等を作成した場合は、当該封筒・はがきもあわせて提出します。
- 平成28年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに閲覧に供します。

(3) 「備品台帳の写し」(第3号)

備品の購入に要する経費を計上する場合は、「備品台帳(様式自由)の写し」を提出します。ただし、備品台帳には、「品目及び形態・型番」「数量」「購入価格」「取得年月日・廃棄年月日」「設置場所(所在地)」を記載しておくとともに、その他付属品やクレジットカード払いの支払日(出納簿に記入した日)など、備考欄を設けておき記入しておく必要があります。備品台帳の参考例を用意しています。

備品台帳の原本は、各自(各会派)で保管します。

※「備品台帳」の作成例については、51ページ参照

(4) 「事務所の要件を具備していることを証明する書類」(第4号)

事務所の賃借料や光熱水費等を計上する場合は、事務所の要件を具備していることを証明する「賃貸借契約書の写し」又は「事務所の図面及び写真等」の書類を提出します。

- ① 事務所専用の物件を賃借する場合は、「賃貸借契約書の写し」または「賃貸人・支払先・物件所在地・賃料が確認できる書面」を添付します。
- ② 自宅と兼用の場合は、面積による按分割合を明確にするため、「事務所としての使用部分や面積が明確に分かるような図面、写真等」が必要です。なお、賃貸物件については、「賃貸借契約書の写し」または「賃貸人・支払先・物件所在地・賃料が確認できる書面」も併せて添付します。

(5) 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」(第5号)

- ① 議員活動全般を補助する職員を議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員について計上する場合は、「雇用契約書」の写し
- ② 特定の政務活動を補助するために雇用する職員について計上する場合は、「その職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類(様式自由)を、領収書に添付して提出します。「勤務日」「勤務時間・実働時間」「時間給等賃金の単価・日額」「勤務内容(政務活動との関連性がわかるよう具体的に記載したもの)」を明確にします。「政務活動補助職員勤務報告書」として参考例を用意しています。

※「政務活動補助職員勤務報告書」の作成については、52ページ参照

収支報告書等の保存及び閲覧について

議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、(政務活動費収支)報告書及び出納簿を閲覧に供します。

(条例第10条第4項)

議長は、帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供します。

(規程第4条第2項)

3 各種様式・記載例

1	政務活動費収支報告書	45
2	出納簿	46
3	領収書等貼付用紙	48
4	政務活動交通費記録簿	49
5	政務活動視察報告書	50
6	(参考) 備品台帳	51
7	(参考) 政務活動補助職員勤務報告書	52

1 【記載例】政務活動費収支報告書

別記様式(第10条、第11条関係)

提出日を記入します
 ※平成28年4月1日～4月30日に提出していただくこととなります

平成 28 年 4 月 4 日

杉並区議会議員 宛

政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します

議員名 ○○ ○○○ (印)

朱肉を使用する印鑑を押印します

年度を記入します

平成 27 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 27 年度政務活動費の収支について報告します。

項目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します

27年度の交付額を記入します (11か月分は1,760,000円)

1 収入 政務活動費 1,920,000 円

2 支出

項目	金額	備考
調査研究費	300,000	○○市視察経費 等
研修費	50,000	○○研修参加費
広聴広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費 等
要請陳情等活動費	0	
会議費	10,000	○○会議会場費 等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料 等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務活動補助職員賃金
合計	1,880,000	

主な支出内容を記入します (単位 円)

「1収入-2支出」の金額を記入します

3 残 額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

27 年度

政務活動費出納簿

平成27年 4月 1日 から

平成28年 3月31日 まで

議員氏名

印

2 【記載例】出納簿

出納簿

(その2)

年	月	日	摘要	項目	整理番号	受	払	残
27	7	1	前葉繰越					
		2	事務用品代(品名)	事務費	1			
		2	書籍代(書籍名)	資料購入費	2			
		3	事務所電話代(**%・5月分) /NTT	事務費	3			
		3	東日本 事務所電話代(**%・5月分) /NTT コミュニケーションズ	事務費	4			
		5	事務所電気料(**%・5月分)	事務所費	5			
		7	事務所賃料(**%・8月分)	事務費	6			
		9	堺市・茨木市視察交通費 (東京-大阪間往復乗車券・特急券)	調査研究費	7			
		10	政務活動費(7月~9月分)		8			
		10	携帯電話料金(**%・5月分)	事務費	8			
		12	書籍代(〇〇〇外2冊)	資料購入費	9			
		15	堺市・茨木市視察宿泊費(大阪市滞在)	調査研究費	10			
		19	駐車料金(高齢者介護の調査研究)	調査研究費	11			
		20	印刷代(85%・区政報告7月21日発行分)	広聴広報費	12			
		21	郵送料(85%・区政報告7月21日発行分)	広聴広報費	13			
		22	研修参加費(地方版総合戦略策について)	研修費	14			
		25	インターネット接続料(**%・6月分)	事務費	15			
		31	交通費(7月分)	広聴広報費	16			
		31	交通費(7月分)	調査研究費	17			
		31	交通費(7月分)	研修費	18			
		31	政務活動補助職員賃金(7月分)	人件費	19			
			7月分計					
			次葉繰越 累計					

具体的な品名も記載します
購入点数が多いときには、「〇〇、△△他×点」のように記載し、領収書等貼付用紙の備考欄にすべての品名を記載します

支出項目が同じでも、支払先が異なる場合は、一行ごとに記載します
(電話料金、新聞購読料などが該当)

支出が複数月に亘るものは、何月分かを記載します
(光熱費、電話料金、事務所賃料、新聞購読料などが該当)
また、按分して計上するものについては、按

内容によって支出項目が分かれる場合、詳細を記載します
(例：駐車料金は、調査研究費、広聴広報費のどちらにも該当するため、目的を明記します)

当月支出分を支出項目別に合算し、月末付けで計上します

整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書にも必ず記載します
※上から機械的にふります
※月ごとでも、年間通し番号でも構いません

月ごとの計と累計額を記入します
「次葉繰越 累計」欄の金額が、次ページの「前葉繰越」欄の金額となります
※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます

3 【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 9・14
----------	-----	----------

領収書等貼付欄																					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">領収証</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">平成27年 7月12日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、〇〇〇〇として</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">〇〇書店 印</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">領収証</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">27年 7月 22日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 印</td> <td></td> </tr> </table> </div>	領収証	平成27年 7月12日	〇〇〇〇 様		¥ 〇, 〇〇〇-		但し、〇〇〇〇として		〇〇書店 印		領収証	27年 7月 22日	〇〇〇〇 様		¥ 〇〇, 〇〇〇-		但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として		(公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 印	
領収証	平成27年 7月12日																				
〇〇〇〇 様																					
¥ 〇, 〇〇〇-																					
但し、〇〇〇〇として																					
〇〇書店 印																					
領収証	27年 7月 22日																				
〇〇〇〇 様																					
¥ 〇〇, 〇〇〇-																					
但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として																					
(公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 印																					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>品名、内容等がわかるよう記入を依頼します</p> <p>※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します</p> <p>※「お品代」という表現は好ましくありません</p> </div>																				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします</p> <p>※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付します</p> </div>																				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>支出内容の説明を記載します</p> <p>「領収書」及び「領収書等貼付用紙」（33ページ）を参照のうえ、記載します</p> </div>																				
備考	<p>「記入例1」 練馬区ケア24視察(高齢者介護調査研究) 練馬区南田中3丁目「〇〇駐車場」2時間利用</p> <p>「記入例2」 区政報告(7月21日号) 政務活動報告85%、その他15% (報告書別途添付) 印刷費162,000円 × 85% = 137,700円計上</p> <p>「記入例3」 研修参加費「地方版総合戦略の策定に向けて」平成27年7月22日午後1時～4時 〇〇会議室(港区)、〇〇研究会主催、総合戦略策定のプロセスと検証の視点</p> <p>「記入例4」 書籍代 領収書金額7,800円のうち4,700円を計上 《書籍名》〇〇〇(1800円)、〇〇〇(2000円)、〇〇〇(900円)</p>																				

4 【記載例】政務活動交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 No. 16・17・18

議員名 ○ ○ ○ ○

出納簿の整理番号を記載し
備考欄には、出張内容を記
入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	項目	備考
2	区民宅(阿佐谷南)	鉄道・バス	南阿佐ヶ谷→善福寺 ※往復	762	広聴広報費	区民相談(就学援助)
11	横浜市役所	鉄道	南阿佐ヶ谷→日本大通り ※往復	1,344	調査研究費	○○調査
14	堺市役所	鉄道	大阪→なんば→堺東 ※往復	1,000	調査研究費	介護保険計画調査 現地での移動交通費
15	○○センター 茨木市役所	鉄道、タクシ-	大阪→茨木、茨木→○○センター(タクシ-)、○○センター→茨木市役所(タクシ-)、茨木→新大阪	2,440	調査研究費	子育てサポート事業調査 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	鉄道、タクシ-	南阿佐ヶ谷→板橋区役所前、板橋区役所→練馬区役所(タクシ-)、練馬→南阿佐ヶ谷	2,345	調査研究費	○○調査
20	西荻窪駅自転車駐車場 東高円寺駅自転車駐車場	鉄道	南阿佐ヶ谷→西荻窪→東高円寺→南阿佐ヶ谷	761	調査研究費	○○調査
22	○○会館	鉄道・タクシ-	南阿佐ヶ谷→東京、東京駅→○○会館(タクシ-)、馬喰町→阿佐ヶ谷	1,539	研修費	○○研修受講
◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合 日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京→他都市間の交通費」があります。				762	広聴広報費	件数が多く、複数枚 使用する場合は、最終 ページにのみ項目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の 末日」付で項目ごとに記 載します
				7,890	調査研究費	
				1,539	研修費	

タクシ-など、領収書が発
行されるものは・・・
①経路を区切って記載
②領収書を裏面に貼付
別内訳

5 【記載例】政務活動視察報告書

第3号様式（第4条関係）

政務活動視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・

- ①政務活動費を会派で受け取っている場合…「会派名」
- ②個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成27年 7月14日～平成27年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	堺市○○課 茨木市○○センター、○○課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	<p>記載事項は・・・</p> <p>往復の経路について、利用交通機関や利用区間など、書ききれない場合は別紙添付</p>
概要	<p>◆記載する際の留意事項</p> <p>「政務活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。</p> <p>※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。 ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。</p> <p>→報告書を別途作成している場合 *この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。 *別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。</p>

記載事項は・・・

- ①視察の場合
訪問先の「施設名、担当部署」など
- ②研修の場合
「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・

- ①視察の場合
「調査対象、何に関する調査か」など
- ②研修の場合
「何に関する研修か」など

7 【参考】政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務活動補助職員
勤務報告書

(27年 7月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	水	—				
2	木	—				
3	金	—				
4	土					
5	日					
6	月	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)作
7	火	—				
8	水	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)材
9	木	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)材
10	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助
11	土	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○会議使用資料作
12	日	9:00-12:00	3	1000	3,000	○○会議事務補助
13	月	—				
14	火	—				
15	水	—				
16	木	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助
17	金	11:00-20:00	8	1000	8,000	ホームページ更新(区政報告ページ)事務補助
18	土	—				
19	日	—				
20	月	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)郵送準備作業
21	火	10:00-13:00	3	1000	3,000	区政報告(第○号)郵送作業
22	水	—				
23	木	—				
24	金	18:00-21:00	3	1000	3,000	○○資料作成
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水					
30	木					
31	金					

時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します

「政務活動の事務補助」ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します

※政務活動費で支出可能な政務活動補助職員への賞金は、議員活動全般ではなく、「政務活動の補助」に対してのみです。
そのため政務活動との関連性がわかるように記載します。

勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します
(雇用契約書を作成する場合に準じています)

なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示します
※ご住所と生年月日は公開しません

押印は朱肉を使用します

※スタンプ印は好ましくありません

合計

出勤日 11日 69,000 円

勤務者

氏名 ○○ ○○ ① 生年月日 ○○年○月○日

住所 杉並区○○○ 1-1-1

III 資料編

1 例規関係（抜粋）	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則	59
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程	60
杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱	64
杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱	65
2 過去（政務調査費）の判例	67
1 「調査研究費」関係	67
2 「研修費」関係	67
3 「広聴広報費」関係	68
4 「会議費」関係	68
5 「資料購入費」関係	69
6 「事務費」関係	70
7 「事務所費」関係	70
8 「人件費」関係	71
3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	72

1 例規関係（抜粋）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

（平成 13 年 3 月 23 日条例第 26 号）

最新改正 平成 25 年 2 月 20 日（題名改正）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第 2 条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（会派に係る政務活動費）

第 3 条 会派に係る政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額 16 万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（議員に係る政務活動費）

第 4 条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第 1 項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額 16 万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

（議長に対する届出）

第 5 条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届

け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、

各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（収支報告書等の提出）

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務活動費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

（透明性の確保）

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成25年2月20日条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

政務活動に要する経費

項目	内 容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費（調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
研 修 費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費（会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費（参加費・会費、宿泊費、交通費）
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費）
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費（印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費）
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費（資料印刷費、交通費、文書通信費）
会 議 費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費（資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費）
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費（参加費・会費、交通費、文書通信費）
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費（印刷・製本費、原稿料）
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費（書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料）
事 務 費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費（事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費）
事 務 所 費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料）
人 件 費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費（賃金、社会保険料、交通費）

備考 括弧内は、例示とする。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成13年3月30日規則第35号)

最新改正 平成25年2月20日(題名改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届(第2号様式)によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書(第3号様式)によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書(第6号様式)によるものとする。

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿(第7号様式)によるものとする。

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書(第8号様式)によるものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

(平成 19 年 3 月 30 日議長訓令甲第 1 号)

最新改正 平成 27 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年杉並区条例第 26 号。以下「条例」という。)及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成 13 年杉並区規則第 35 号。)に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 104 条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第 2 条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費(以下「政務活動に要する経費」という。)に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費(慶弔費、せん別、病気見舞等)に関する経費
- (5) 飲食(会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。)に関する経費
- (6) 条例第 9 条第 1 項に規定する政務活動(以下「政務活動」という。)の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

(領収書等の提出)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する領収書その他の証拠書類(次項に規定する第 2 号様式を除く。)は、領収書等貼付用紙(第 1 号様式)にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿(第 2 号様式)を作成するものとする。

(帳票類等の提出)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第 3

項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
- (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
- (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
- (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
- (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則（平成27年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項 目	内 容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする） ○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○ タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）

研 修 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇親会費の計上はできないものとする ○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○ 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする ○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が 10,000 円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広聴広報活動における茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする） ○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする ○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する
要請陳情等活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細目なし
会 議 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細目なし
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙の購読については、議員 1 人当たり 1 部のみとする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う
事 務 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50,000 円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に則して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前 6 か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする

事務費	<ul style="list-style-type: none"> ○ はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする ○ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に則して按分する ○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" data-bbox="435 456 1161 573" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">固定電話（事務所専用）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> </tr> </table> ○ 政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする 	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4										
固定電話（事務所専用）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4																
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務所賃借料について <table border="1" data-bbox="395 757 1353 1070" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%;">自己所有</td> <td style="width: 50%;">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) ×1/2</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする ○ 事務所光熱水費について <table border="1" data-bbox="395 1220 1353 1709" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%;">自己所有</td> <td style="width: 50%;">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2</td> </tr> </table> 		自己所有	計上できない	賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) ×1/2		自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2	賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2
	自己所有	計上できない															
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) ×1/2															
	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2															
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2															
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする 																

杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱

(平成 21 年 6 月 19 日 21 杉議会第 435 号)
最新改正 平成 25 年 3 月 29 日杉議会第 1138 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会会議規則(昭和 31 年 9 月 25 日議決)第 125 条第 4 項の規定に基づき、杉並区議会政務活動費調査検討委員会(以下「委員会」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

(1) 政務活動費の使途に関する事項

(2) その他委員会が必要と認めた事項

2 委員会は、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(会長等)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は議長職にある者とし、会議を統括する。

3 副会長は副議長職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 その他の委員は、会長が指名する。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第 5 条 委員会は、非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員会の委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議その他委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱

(平成 22 年 5 月 28 日 22 杉議会第 116 号)

最新改正 平成 26 年 3 月 31 日杉議会第 1090 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。)に規定する政務活動費(以下「政務活動費」という。)に関する意見聴取機関として、杉並区議会政務活動費専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置することにより、公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 専門委員会は、杉並区議会議長(以下「議長」という。)から求められた次の事項について調査等を行い、その結果を議長に報告する。

- (1) 政務活動費の使途に関する事項
- (2) 政務活動費の適正な執行に関する事項
- (3) その他議長が必要と認めた事項

2 議長は、必要があると認めるときは、専門委員会に対し、政務活動費の適正な執行のために会派又は議員及び区議会事務局からの相談に応じるよう求めることができる。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、委員 3 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、議長が任命する。
- 3 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 専門委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 専門委員会は、会長が招集する。

- 2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 専門委員会の会議は、非公開とする。

(権限)

第 5 条 専門委員会は、必要があると認めるときは、議長に対して区議会が保有する政務活動費に関する情報の提示を求めることができる。

- 2 専門委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する情報の全部又は一部を

検査することができる。

(守秘義務)

第6条 専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 過去（政務調査費）の判例

1 「調査研究費」関係

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決（平成 19 年 12 月 19 日）》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決（平成 19 年 2 月 9 日）》

2 「研修費」関係

- × △△連合会（政党）の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
- 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費

《仙台高裁判決（平成 19 年 12 月 20 日）》

- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム

《札幌高裁判決（平成 19 年 2 月 9 日）》

3 「広聴広報費」関係

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

(広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず)

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事(※)を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。(※どの記事も紙面 1 ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決)

《東京地裁判決(平成 20 年 9 月 5 日)》

4 「会議費」関係

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 19 日)》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会に

において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動といふべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて(あるいは加えて)、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決(平成16年9月15日)》

5 「資料購入費」関係

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といふことができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代(りんごニュース)については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件用途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物といふほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に關わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入して

よいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

6 「事務費」関係

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。

※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 20 日)》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金(合理的に案分すると2分の1)、政務調査以外の議員活動の電話料金(4分の1)が含まれていると推認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

7 「事務所費」関係

調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決(平成 19 年 12 月 26 日)》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料(賃料)の金額(月額5万5000円)にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決(平成 19 年 12 月 26 日)》

8 「人件費」関係

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番号や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っているのであるから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める用途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決(平成 20 年 3 月 24 日)》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過

- 平成12年「地方自治法」改正
・・・「政務調査費」制度化
- 平成13年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」制定（平成13年4月1日施行）
- 平成18年12月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」改正（平成19年5月1日施行）
・・・収支報告書・出納簿に加え、領収書原本の提出を義務付け
- 平成19年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」制定（平成19年5月1日施行）
- 平成20年3月「政務調査費検討会」報告書
・・・新たな使途基準細目を作成
- 平成21年6月「杉並区議会政務調査費調査検討委員会設置要綱」制定
- 平成22年5月「杉並区議会政務調査費専門委員会設置要綱」制定
- 平成24年9月「地方自治法」改正
・・・政務調査費が「政務活動費」に改められる。政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることが義務付けられるとともに、透明性をより一層確保することが求められる。
- 平成25年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」施行
・・・「政務活動費」に改められたことに伴い、条例の題名、規則で定めていた使途基準の条例化等の改正を行う。これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」、その他要綱等の所要の改正を行う。

会派・議員の皆さまへのお願い

■ 平成27年度分の取扱い

事務局では、政務活動費収支報告書等関係書類の内容確認を四半期ごとに行います。次のとおり、事務局法務担当へ書類を提出してください（提出書類は29ページ参照）。

① 『4月分（5月分）～6月分』
…… 7月3日（金）まで

② 『7月分～9月分』 ……10月16日（金）まで

③ 『10月分～12月分』 …… 1月8日（金）まで

※①～③においては「収支報告書」の提出は不要です。

④ 『4月分（5月分）～3月分』
…… 4月4日（月）まで

※全ての書類を提出してください。

★ 平成28年5月1日から「政務活動費収支報告書・出納簿・政務活動視察報告書・広報紙」の4点は閲覧に供します。「領収書・政務活動交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象となります。

★ 平成28年7月を目途に、「政務活動費収支報告書」を区議会ホームページに掲載します。

★ 上記①②③の手順を踏まない場合、事務局で内容を確認できないまま、閲覧に供し、あるいは情報を公開することになりますのでご注意ください。